
平成18年第1回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成18年3月14日(火)

1. 議事日程第3号

平成18年3月14日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(19名)

1番	宿利俊行	2番	清藤一憲
3番	松本義臣	4番	高田修治
5番	秦時雄	6番	湯浅至
7番	江藤徳美	8番	藤野修二
9番	藤本勝美	10番	日隈久美男
11番	佐藤健次郎	12番	後藤勲
13番	穴井丈洋	14番	神田義彦
15番	安達宏彦	16番	片山博雅
17番	繁田弘司	19番	小野菊男
20番	横山富夫		

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄

議事係長 横山弘康

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長	小幡岳久
企画財政課長	大塚章雄	税務課長	梅木孝憲
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	秋吉徹成
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川敬文	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	荒木昭洋	会計課長	日隈駿一
人権・同和 対策室長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長	佐藤左俊	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

午前10時01分開議

○議長（横山富夫君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛にお願いします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日、「広報くす」掲載のため、写真撮影を許可いたします。

ただ今の出席議員は19名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（横山富夫君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は11名です。

よって、本日14日と明15日の2日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いします。

最初の質問者は、2番清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） おはようございます。議席番号2番清藤一憲です。一問一答にてお願いいたします。

春がすぐかなと思ったら、今日は大変な雪で、また冬がぶり返ったような感じです。

第1回目1番の光栄を得ました。今日は2つの質問をしたいと思います。

質問1、正式名が日出生台「県道104号線越え実弾砲撃射撃訓練」、通称「米軍実弾射撃訓練」についてです。

①が訓練の拡大について、(米軍の小銃や機関銃射撃実施演習追加要求)が来ました。本年度は実施されなかったんですが、これから先拡大の可能性がります。

②としまして、日出生台演習場の米軍使用に関する協定が2007年(19年)10月までとなっておりますが、協定更新についての考えをお伺いしたい。

質問2番目は、役場総合案内所についてです。

以上、2点を今日は質問させていただきます。

1番目の質問で、今年で第6回目となった在沖縄米軍による155ミリ榴弾砲射撃訓練は、事故もなく無事終了しました。ほっと一安心のところでございますが、複雑な思いです。今までの、今日までの米軍の流れについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

1996年8月12日、福岡防衛施設局が3町（玖珠町・九重町・湯布院町）に実弾射撃の移転内容を正式通知いたしました。8月29日、日出生台の移転を国が正式決定いたしました。日出生台のほかに、北海道の羅臼別演習場、宮城県の王城寺原演習場、山梨県の北富士演習場、静岡県の東富士演習場、5カ所に決定したわけです。

大分県と3町は、実弾射撃訓練に反対の立場をとっていました、ずっと。しかし、1997年4月22日です。当時の久間防衛庁長官と平松知事及び3町の町長との会談で、平松知事の「いかんともし難い」で、演習受け入れが容認されました。これは、日出生台自体が全部国有地だということと、防衛が国の専管事項であるということだと思ひます。

1999年11月2日に、第1回の実弾射撃訓練を行いました。平成12年2月第2回目の実弾射撃訓練です。平成13年2月第3回目の実弾演習です。平成14年2月が第4回目の実弾演習です。平成15年2月は5地区を回りますので、1回お休みということで、この年は休みです。平成16年2月に5回目の演習がありました。平成17年2月には、スマトラ沖地震がありまして、海兵隊の方も現地の方に行かれたということで、急遽中止になったわけです。平成18年(本年度)2月に第6回目の実弾演習が行われました。

5回目までは155ミリ榴弾砲の演習でしたが、本年6回目の訓練から155ミリ榴弾砲の訓練に加えて、小銃や機関銃の実弾演習を求めてきました。

小林町長は第1回目の実弾射撃演習のときから現地対策本部を設置し、町民の安全と安心ということにずっと取り組んできました。今回の訓練の拡大も断りました。また、広瀬知事も県民

の安全を確保できないということで、訓練の拡大をお断わりしています。この先、米軍の訓練拡大がくるのは、これはますます要求は強くなると思います。それに対して町長のお考えをお聞きしたいなと思います。町長お願いいたします。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 今議会の開会日の日に、諸般の報告でこの問題につきましては申し上げてまいりましたが、在沖縄米軍によります日出生台演習場の第6回目の実弾射撃訓練が始まる直前でありますけども、1月17日でありました。防衛庁から、お話しのように、155ミリ榴弾砲の砲の陣地の防御訓練の一環として、小銃・機関銃等のいわゆる小火器（小さな火器であります）の実弾射撃訓練を実施したいという申し出があったところでございます。

在沖縄米軍によります沖縄県道104号線越えの155ミリ榴弾砲の訓練につきましては、ご案内のように、日米の沖縄問題特別委員会、特別行動委員会、いわゆるSACOの報告に基づきまして、平成9年から実施され、日出生台では平成10年度から実施されておりますけれども、全国5つの演習場で実施されてきたところでございます。

日出生台の演習を実施するにあたりまして、お話しのように、大分県及び関係市町では、平成9年の10月に日出生台演習場の米軍使用に関する協定というものを防衛施設庁と締結し、これまで6回の演習がほぼ安全な中に、さしたる事故もなく実施されてきたところでございます。

今回のこの小火器の訓練の申し入れに対しましては、直ちにこの4者協、いわゆる大分県と関係市町で作っております日出生台演習問題連絡協議会で協議いたしまして、この基本協定の中には小火器の実弾射撃訓練はとりわけされてないということ、更に、この155ミリ榴弾砲が開始されて以来、全国の5つの演習場では、小火器の実弾射撃訓練は実施されていないということもありまして、今回の申し入れに対しては、これを受容できないと直ちにお断わりし、これをお伝えしたところでございます。

最初の申し入れ以後、二度三度米軍及び防衛庁から「是非とも」という申し入れがありましたけれども、いずれの場合も、明確に4者協でお断りをしてきたところでございます。

ご指摘のように、今後、米軍及び防衛庁からは小火器訓練実施の申し入れが引き続きあると思っておりますし、早速次回の演習を行われます他の4つの演習場にもそういう申し入れがなされるというふうに思っておりますけれども、当町といたしましてはこの対応、この問題について町民の方がどう考えるか、そしてまた、当議会がどのように判断されるか、特に当議会にはこの問題に関しての陳情は出てるというふうに承っておりますけれども、そのへんの判断、更にまた、国内5つの演習場の関係市町村とも連携、情報を交換しながら、4者協の場であくまで統一した行動を今後とも取ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 今、町長の答弁の中で、県と4者協でこれからも協議していきたいという答弁がありましたし、多分5つの演習場にも同じようなことがいってるのは、これはもう多分同じことだと思います。

なおかつ、今度のいろんな新聞記事を見ますと、非常に何と申しますか、政府が了解なら各地区が反対してもやるというような会談の内容があったというふうにも報じられてますし、ますますこの拡大の可能性が、小火器実弾演習だけで止まるか、まだまだこれエスカレートするのではないかということだと思います。

なお、2番目に、同じような質問になるんですけど、その前にちょっと何と申しますか、演習の拡大はやはり止めていただきたいというのが私たちの町民の気持ちだと思いますし、SACOの予算でいろんなこともありますけど、それはそれ別個に考えていただきたいというふうに思っています。

1番目の質問と関連があると思いますけど、日出生台演習場の米軍使用に関する協定が2007年(19年)の10月までとなっております。協定の方針についてのお考えをお聞きしたいと思いますけど、その前にちょっと協定の文書を読ませていただきます。

沖縄県で米軍砲撃訓練の分散移転に伴い、日出生台演習場で訓練が始まった1997年、県と地元自治体が防衛庁と結んだ協定、その4条で、訓練内容については、訓練は年1回を超えず、射撃日数は最大10日以内、訓練規模は最大300人強、155ミリ榴弾砲12門、車両60台として、協定は2002年に更新され、現在の有効期限は2007年10月までとなっております。

次の協定の更新については、必ず先程から言われるように拡大が盛り込まれてくると。将来沖縄の軽減負担のため、また、在日米軍再編成ですかね、今いろんなことが行われてますけど、これは2007年のことですから、そのへんの再編はよく分かりませんが、もう1つ非常に懸念されるのが、米軍の日出生台における基地化なんですね。

何だと申しますと、やはり今、沖縄の軽減負担ということでいろんな策が取られています。沖縄が一番近く、また、東南アジアが一番近い大きな演習場を持った日出生台、大分県、大分県のどこに基地化の可能性はあるかは分かりませんが、可能性としては将来にないとも限らないなというふうに思ってます。

そのへんを含めまして、協定に関する町長のお考えをお聞きしたいなというふうに思ってます。まだ先のことですけど、よろしく願いいたします。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 町政の基本的な方向に係わります問題でありますので、引き続き私の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

日出生台演習場の米軍使用に関する協定、先程申し上げましたこの協定は、在沖縄米軍によりますこの実弾射撃訓練における国と地方、国と県及び市町村の基本的事項、遵守事項を定めまし

て、協定当事者間の相互の便宜を図るとともに、地域住民の不安や懸念の解消を図り、良好な生活環境及び自然環境を維持確保するというを目的に、5年間の有効期限として平成9年に締結したところであります。

ご案内のように、5つの全国の演習場の中では、この協定を締結いたしましたのが、日出生台に関して4者協と防衛庁、そして西部方面総監が立会人となって協定を締結いたしております。

その10条で、有効期間5年間、双方に異議がなければ更に延長という、自動延長を当然やるわけでありすけれども、一応14年にこの協定を更新いたしました。

その間、玖珠町といたしましては、この協定に基づきまして、米軍演習に対応するとともに、演習の実施に際しては、現地対策本部の設置による巡回、あるいは情報収集等を行い、地域住民の不安解消や安全の確保に取り組んでまいったところであります。

もとより、この協定を結ぶときの4者協なり我が町の基本的な趣旨、対応といたしましては、この米軍の演習が日出生台において恒常化されることなく、また、将来にわたって米軍の演習が縮小もしくは廃止されることを願っていたものであります。

このような協定が政府との間に交わすことがなくなるようなことを望ましいというふうに考えて、協定を締結したわけでありすし、この協定につきましては、引き続きこの更新をしてみたい、継続をしてみたいというふうに基本的に考えておるわけでありす。

ただ、この米軍の演習が縮小・廃止されることが望ましいわけでありすけれども、我が国の安全保障という観点から、政府の方で、防衛庁の方で今後とも継続するというのであれば、この協定がないに越したことはないんですけれども、本協定を締結した経緯あるいは、現在その協定が今回初めて実効性と申しますか、を持ち、更に国と地方との協定ということで、双方の拘束力と申しますか、を持ってるということを考えまして、引き続き継続されるという、演習が継続されるということであれば、この協定も引き続き更新という、継続ということについてまた4者協でも協議をしてみたいと、そういう方向で協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2番（清藤一憲君） 今、町長の答弁をお聞きしますと、ほかの4つの演習場が協定を結んでないと、大分県だけということでございますし、非常に今回この協定というものが役立ったというか、これに織り込まれた分で「協定がない」ということで、米軍の方も小火器の演習を止めたわけですけど、引き続きやはり協定を遵守していただきたい。

ただ、途中で新聞を見ますと、協定を知らなかったということが随分記事に書かれてますし、そのへんの通達もやっぱりきちっとこれやらなきゃ、一方的なことじゃないかなと、なるんじゃないかなという感じがしますので、是非やっていただきたい。

なお、こういうふうに町報にも、何といたしますか、対策本部の5つのいろんな内容が書かれて

ますし、非常に役場の方の大変な努力をしていただき、町民の安全と安心を守っていただいたというふうに思ってますし、これから先も演習に関しましては対策本部をますます充実させて、事故・事件のないようお願いしたいというふうに思ってます。

とにかく19年の10月の更新というのはまだちょっと先でございますけど、その間に多分防衛庁の方からもいろんな、何とか条件出しだとかくると思いますが、今の協定を守るようにお願いしたいというふうに思ってます。

次に、質問の2番目に移りたいと思います。

質問の2番目は、役場の総合案内所についてでございますけど、去年の4月からですか、現入口のところへ役場の総合案内所が設置されまして、町民の方は非常に便利に使われていると思います。これは本当に有難いことだと町民の方も思ってますし、また、良いことだなと私自身も思ってます。

現在、各課の課長が半日交替で総合案内の業務をしています。この案内係の配置を見直す考えはないかということで質問いたしますけど、何で課長になったのかと考えますと、やっぱり全課を把握してるのが課長じゃないかということで、ぽっと来られたときに「どこどこに行きなさい」「何々にはどこですよ、どこですよ」という案内ができるので、課長ということになって今日までできたわけです。

課長自体は、やっぱりこれから行財政改革を進める中で、役場全体の業務を進めなければならない立場にあると思います。また、住民の方から、全員ではないと思いますが、課長さんたちがおると遠慮して聞きにくいにくい部分があるということもちらほら聞かれるんです。だから、根本的に総合案内所の人員配置を見直して、課長さん方は行政改革、行財政改革に邁進して行って、これから町財政及び町民の何ていうか、ためにどうあるべきかということを考えていただいたらいいんじゃないかと思しますので、この人員配置について、担当課長にお伺いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

現在、玖珠町が取り組んでおります玖珠町行財政改革プランにおいて、従来のあり方にとらわれることなく、住民のサービスの向上と事務事業を円滑に遂行できる、簡素で効率的な行政運営、組織機構の構築を目指しているところであります。

総合案内業務についても、玖珠町行財政改革プランの一環として、平成17年度より実施をしてるものでありますが、実施開始年度でもあり、来庁された住民の方々から、問い合わせや案内において、豊富な行政知識を有していた方が、サービスの向上につながるとの考えから、各課の課長クラスがローテーションを組み、順番で担当してるところであります。

この総合案内につきましては、今のところ来庁された住民の方々より「以前よりサービスが向上した」とのお声をいただいているところでもあります。

今後におきましても、当分の間、現体制で実施をしていきたいと考えております。

なお、現在の窓口対応のローテーションであります。半日交替といたしておりますので、1人の職員が月2回担当すると、合わせて1日ですね、1カ月のうち1日、課長相当職の職員が担当するという状況であります。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 清藤一憲君。

○2 番（清藤一憲君） 今、課長の答弁ですと、現状のままいかれるということでございますけど、そのへんがちょっと僕には、私には分からないと。

非常にサービス向上になって良かったと思いますけど、先程言われたように、やっぱり行政改革が一番要に置かなきゃならないんじゃないかなど。住民サービスも勿論行政改革の中の一環ですけど、これ課長という立場じゃなくても、総合案内はできるんじゃないかというふうに思ってますし、そのへんをまた考え直していただきたいなと、考え直すじゃなくて、もう1回やっていただきたいなというふうに思ってますし、やはり先程言いましたように、町民が、なんで課長がおるんだろうということが非常に分からないというか、もうちょっと現場におった方がいいんじゃないかという声をよく聞きますので、今日は一般質問としてさせていただいたんですけど、このへんをもう1回考え直していただきたいというふうに思います。

ただ、サービスの向上というのはこれ一番町民にとっては重要なことですし、即返答ができるということも非常に重要なことだということは、私自身も理解してますし、ただ、あそこにおいてほかの方が経験することによって、全部の役場の流れが一般の職員にもつかめるという思ってますし、また、つかんでもらわなきゃこれから先困るなというふうにも思ってますので、そのへんもう1回考慮していただきたいというふうに思ってます。

まだ34分残ってますけど、これにて私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（横山富夫君） 2番清藤一憲君の質問を終わります。

次の質問者は、8番藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） 8番藤野修二であります。

通告にしたがって質問を行ってまいります。大きい項目が3つありますので、それぞれ1つずつ終わらせていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

まず、工業団地について質問をいたします。

進捗状況はどのような状況か。これは埋蔵文化財の発掘調査などを含めて、全般の進捗状況についてお尋ねいたします。

それから2点目、用地の移転登記が終わるのはいつか。随分長くかかっているような感じであり
ますけれども、これについてお尋ねいたします。

それから、**取付け道路など玖珠町の負担分はいくらか。これは、当初取付け道路は5億5,000
万ぐらいというふうに、かかるというふうにお聞きしておったというふうに記憶しておりますけ
れども、何か少し7億ぐらいというふうに今聞いておるんですけど、それが本当かどうかちょっ
とお尋ねしたいということでございます。**

それから、4点目につきまして、造成工事は企業進出の目処が立てば開始するということでご
ざいましたが、今、我が玖珠町にそういう企業進出のお話があるのかどうか、これは工業団地
に入る、入らないを問わずですね、そういう話が今テーブルにのっているのかどうか、この
点についてお尋ねをいたします。

○議 長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

まず、最初に、県営玖珠工業団地の進捗状況ということでございますので、お答えさせてい
たきます。

玖珠工業団地の早期着工を実現すべく、県及び県土地開発公社と連携しながら、四日市地区と
の調整に努めているところであります。

この工業団地は、企業の望む形での団地造成を行うという県の方針により、オーダーメイド方
式を採っております。したがって、事業の実施は企業立地の決定が前提となり、ある程度大
きな規模の企業誘致が必要となっております。

県としては、大分市のキャノンの進出用地と同様に、進出企業が決まり次第造成工事を一気に
短期間のうちに行う方針であるというふう聞いております。

それから、この工業団地の一帯は埋蔵文化財の指定地域になっておりまして、平成14年度から
県埋蔵文化財センターが発掘調査を行っております。これまで弥生時代の集落遺跡などが発掘さ
れてきているところであります。

現在の進捗状況でございますが、調査対象面積が10.4haとなっております。本年度までに
遺構密度の高い区域1.32haが実施されており、引き続き調査を実施することになっております。
立地企業が決定した場合は、これも一気に調査を完了する予定であるというふう聞いておりま
す。

それから、用地の移転登記はいつ終わるのかという件でございますが、用地につきましては、
平成13年度に買収の契約が終了し、本年度に里道、水路等の国有財産であった土地の譲渡手続き、
これは町から県の方に行くものですが、本年度中に完了をいたします。

現在、共有地等の11筆の登記手続きが残っていますが、共有地の登記名義人が死亡されている
ケースが多く、相続人がかなり多く、人数で全国に散らばっております。説明に向かなければ

ならない事案も出てきておりますので、完全にこれを終了するにはかなりの時間が必要となります。

また、問題となる工場用地の部分の共有地の手続きについては、あと僅かでありますので、早急に登記を終え、工事に着工できるよう県に協力をいたしているところであります。

それから、取付け道路等の玖珠町の負担分はいくらかというところではありますが、これは、これまで県との協議の経過の中で、町負担金は6億3,490万円というふうに認識をいたしております。この事業は公共事業で実施をする予定でございますので、一般財源からの、町の一般財源ですが、の持ち出しは、国庫補助事業や県の事業の軽減等の状況によって変動はするものというふうに考えております。

次に、造成工事は企業進出の目処が立てば開始するとのことであったが、今テーブルにのつてるところはあるかという質問でございますが、現在、町の段階では、今のところ工業団地における企業の問い合わせ等はございませんが、自動車部品関連企業や町内の有力企業等を通じて関連企業の、企業の誘致を目指しているところであります。

また、県企業立地推進課では、東京事務所・大阪事務所等を通じて、地元出身者リスト、あらゆる情報をもとに企業訪問等を実施されており、工業団地だけでなく町内工場跡地や工場適地も紹介していただいております。

今のところ、現時点で自動車部品関連の工場1社に適地を紹介をいたしてるところであります。

以上であります。

○議 長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） 買収がですね、すでに終了して、しかしながら、まだ共有地について移転登記が終了するのはかなりの時間がかかるというお話でございましたけれども、私は民間人の立場から考えた場合に、土地を取得するときは、やはりきちんと移転登記ができるのかどうかということ、そこまで考えて土地を買うというのが大方であるというふうに思うんですね。

したがって、いつ移転登記が終わるか分からんような土地は危なくてしょうがない、そういうものには普通民間人の方はあまり手を出さないというのが実態かなというふうに思うんですね。しかし、玖珠町の場合、県がやってるからというふうなことのようで、かなりなまた時間がかかると。何だかまあ人ごとのように聞こえるんですけども、こんなことで良いのかなあというふうに思わざるを得ません。もっと早くけりをつけておけば、こういう何というんですか、登記の問題もこんなに長く先から先に延びていくということにはならなかったのではないかなというふうに思うんですね。やっぱり死亡者が、やっぱり長引けば長引くほどできてくるわけで、そうすればそうするほど枝分れしていくと、対象者が増えていくということになっていくわけですから、そういう意味では早い対応をしていただきたかったなというふうに思うわけでございます。

それからですね、今、自動車部品関連の企業とお話をしているということでございましたけれど

も、初めて耳にしました。大変ですね、良いことだというふうに思うんですけども、私はですね、それ、ひとつやり方をどのように何ていうんですか、誘致についてやってるのか、誰が担当してるのか、どのような何ていうんですか、誘致運動になってるかについて、もしお聞かせ願えればと思いますが。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 企業誘致はどのような方法でということでありますので、お答えしたいと思います。

基本的には、県の企業立地推進課を通じて行っておるわけですが、ここに町長もおられますが、町長の何ていいますか、指揮を通じて各企業に行く場合もありますので、基本的には県の企業立地推進課や、先程申しましたように、東京事務所とか大阪事務所等を通じて行っていくというのが基本的にはパターンであります。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 今、河島さんのお答えしていただいたお話について、私は少し異論があるんですよね。やっぱり企業が進出してくるといときは、非常にやっぱりそれなりの誘致活動というか、そういったものがやっぱりないことには、なかなか重い腰をですね、動かすということにはならないというふうに思うんですよね。

そういった意味では、もしそういうものがあれば、玖珠町挙げてですね、やっぱり是非おいでいただきたいという誘致運動を展開すべきじゃないかなというふうに思うんですよ。そして、もし仮にその結果が不成功に終わったとしても、それは仕方がないことでありますけれども、やっぱり町長を先頭にして議会もそれから商工会や婦人会みんなしてですね、是非我が町に来てくださいということを声を大にして叫ぶ、そういうことをされたらですね、やはり企業側としても人間が動かしてるわけですから、それじゃ、そこまで言ってくれるんだったら玖珠に行こうじゃないかというふうにならんとも限らんわけです。

したがいまして、私は県の企業立地推進室だとかそういったところをお願いする、これは当然なことです。しかし、それだけじゃなくて、町を挙げてですね、誘致運動をやっていこうと、そういう気になって欲しいんですけど、そこらへんはどうですか。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 確かに藤野議員の言われることも分かるんですが、要するに企業を誘致する場合ですと、どれだけその適地があるかどうか、それから企業が要望してる適地、適地といいますが、土地が要するに合うかどうか、その企業の意向に合うかどうか、そういったものもありますので、なかなか難しい状況にあるというふうに思います。

やっぱり進出企業からしますと、やっぱり便利の良い土地が一番良いと、なかなか一等地に工業用地として良いところがなかなか少ないというような面もありまして、なかなか難しい状況に

あることは確かであります。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 企業が要望する条件とかいうことについて、お話はそれなりに分かるんでありますけれども、100%ですね、どのようなことをやっていく上においても、100%思い通りの条件というのがある場合はなかなかないんですよ。そこで、多少要望と違うけれども、玖珠町の皆さんがそこまで言うんならというふうなぐらいの盛り上がりですね、私はつくっていくべきだというふうに思うんです。

で、これまでも何社かですね、やっぱりそういう玖珠町にどうかというお話もあったと思うんですけれども、やはりこれまでですね、町を挙げてみんなで誘致運動をやっていくということをやったことはなかったと思うんですよ。是非ですね、これから、今テーブルにのってるそのお話も含めてですね、そういうふうに行って行くと、皆で誘致運動をやるという意味はないか、再度確認します。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 皆で誘致活動といいますか、誘致運動をやってということではありますが、なかなか企業の方も、やっぱり一応企業名とかは伏せた形ということがございますし、やっぱりなかなか企業側としましては、あんまりどこに進出、ここに進出というようなことは避けたいというようなこともありまして、なかなかうちの方でおおっぴらに皆で「はい、どうぞいらしてください」ということにはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） それでは、今まで玖珠町にあった話の企業は、皆おおっぴらじゃない、こっそりお願いしますという話ばかりだったんですか。お尋ねします。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） いや、まあ確かに、議員が言われるように名前を伏せない企業もございました。ただ、それにしてもやはり私どもも一生懸命本当に、適地がないか、条件に合うところはないかいろいろ探したんですが、そういう面ではなかったということで、今もまだその企業も適地を探してるような状況にはあるんですが、そういうところとやっぱり早急に急いでしなければいかんとか、要するに、玖珠町だけでなく他の市町村にも適地を探してる場所ですと、大抵は企業は出さないというようなことでありますので、そのへんのご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） まあ、今のお答えをお聞きしている限りにおいては、今後とも玖珠町においては町民挙げて誘致運動をやっていくような状況は、どんな企業が出ようと何かやれそうもないような気がしますね。残念ですね、それは。

次に、この工業団地についてはほかの質問者もいらっしゃるので、この程度でおさめておきますが、次にコミュニティーセンターについてお尋ねをいたします。

行財政改革の一環の中で行われているから財政削減を伴うのは当然というふうに考えますが、どのくらいというふうにお考えになってるかという点について、まず1番目にお尋ねしたい。

それから、2番目に各地区のですね、運営協議会に出す補助金については、どのような基準を考えているか、また、上限額はどの程度かについて大雑把でよろしゅうございますので、お尋ねをいたします。

それから、4地区割は妥当かというこの質問については、今、各4つの公民館の指定管理者制度によるところの問題とがち合っておりまして、そういったことから4地区割ということもやむを得なかったのかなというふうに思うんですけども、ただ、私はやっぱり自分のこれはあくまで主観でございますけれども、玖珠町の地域割については、やはり八幡は古後と一緒にあって、これは八幡公民館ということでのようですけども、古後地区はやっぱり古後なりの独自性というものがあるようですし、それから山浦、それから日出生そういった地区、それから森北部と南部、こういったところも地域性がやっぱりかなり違うという面もあるので、そういう意味では4地区割というのが本当にベターなのか、ベストなのかという問題では、いささか疑問があるんですよ。

それで、そこらへんのところをですね、今後やはり4地区割をずっとこれでいくのかどうか、そういった点についてまずお尋ねいたしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 3点にわたるご質問であります。1点ずつお答えをしていきたいと思っております。

まず、1の財政削減はとのご質問についてお答えをいたします。

玖珠町行財政改革プランの中に、地方分権を真に実効性あるものとするため、自己決定、自己責任の原則に基づき、自分たちの地域は自分たちでつくるという住民意識を醸成し、地域住民の自主的な地域社会であるコミュニティーの形成を促進するとありますように、住民参加による協働の地域づくりを進めるものであり、あえて申し上げれば、行政改革と考えております。

したがって、直接的に経費の削減につながるとは考えておりません。しかしながら、将来的に地域でできることは地域で行えるようになり、地域力が更に増してくれば、玖珠町全体としての本当の地方分権、行財政改革につながるかと考えております。

2点目の補助金については、どのような基準を考えているのかとのご質問でございますが、事業の補助金は本議会に上程をいたしておりませんように、具体的なところは今のところございません。

18年度からの取り組みとして考えておりますことは、まず組織の立ち上げでございます。平成

19年4月からは自治会館の管理運営を地域自治協議会にお渡しをしたいと考えております。地域がより使いやすい自治会館の管理運営を行えるように推進したいと考えています。また、組織の充実を図るとともに、地域全体の話し合いの場ができることにより、地域の協議を深める中で、更に地域の活性につなげていきたいと考えております。

自治会館の委託料につきましては、18年度中に設立をお願いをしております地域自治協議会と十分協議をさせていただきたいと思っております。

3の4つの地区割は妥当かというご質問でございますが、全員協議会の中でご説明を申しあげましたように、現時点では4地区で進めていただくのが最良ではないかと考えております。

また、その説明の中で、組織の構成は自治委員会を核とし、婦人会など地域を支えている地縁の地域組織で地域自治協議会を設立をしていただければと考えておりますと申しあげましたが、議員ご指摘の古後地区は、山浦地区、大野原地区、更には日出生地区の活動など、より地域に密着したコミュニティー活動が行われていると思っておりますので、そのような地域を含んだ旧行政区域の範囲が、行政的な活動もできる組織力が構成できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議 長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） コミュニティーセンターについて通告した内容と多少違う点もありますけれども、まだ時間がありますのでちょっとお尋ねしたいんですけれども、平成18年度は各地区の派遣については、まず公民館長を1週間のうちに3日～5日の分を手当していくと、給与ですね。それから、臨時の方々2名を4地区に振り当てていく、それから中央公民館の職員を5人のうち2人を4地区に交替で張り付けていくということで、おおかた1つの公民館について2人の人員配置がされるようにしていきたいというお話をいただいておりますけれども、ちょっとそこらへんについて少し心配な点があるのは、中央公民館の職員の方はコミュニティーづくりについてなんかについての相談なんかはできませんよというお話を聞いているんですけれども、やはり地域に入ったら、今度の1年間はその何というんですか、運営協議会を作るこれに全精力を注ぐわけですから、そういった話は自分の仕事の範疇に入らないということでは困るんですね。

玖珠町の職員の方々は大抵2年おきぐらいに配置を大方変えてます。変わってない方もおります。したがって、どの職場に行っても仕事がやれるというオールマイティーの人材づくりを小林町長はお考えで、そういう配置をされてるんだらうと思う。そういう意味においては、公民館の職員だからコミュニティーの運営協議会を作るそういうお手伝いはちょっと難しいということとは、ちょっと困るなというふうに思うんですけど、そこらへんはどうなんですかね。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 2点にわたるご質問と思っております。

まず、1点目の4地区の自治会館に係る人件費、いわゆる館長の報酬と臨時職員の対応について

てでございます。

まず、今度の条例改正の中で報酬の改正、館長報酬の改正をお願いをいたしております。その考え方につきましては、あくまでも月額報酬ということで館長を定めております。したがって、月に何日勤務をしなくてはならないという定めはございません。かなり自治組織を立ち上げる中心になっていただく館長でありますから、職務もかなり激務になると、勿論土曜・日曜の出勤もある、あるいは夜の出勤もあるというふうを考えておまして、そこへの柔軟性は十分持つておるつもりであります。まず5日間程度は勤務してほしいという思いがあります。

もう1点、臨時職員に係る件でございますが、臨時職員は現在各地区館に1名ずつ4名を配置をいたしております。それを2名といたしまして、公民館の兼ね合わせはありますけど、2つの今度ご承認をいただくであろう自治会館組織について、自治会館の方に2名を配置をすると、2つの公民館を掛け持ちというふうを考えております。

もう1点の、公民館職員の関わり方でございます。まずこの問題がこの構想を考えましたのは、地区公民館のあり方とも関連がございますが、まず17年の4月1日に公民館の常勤職員を中央公民館に配置をして、中央公民館制度というような形で2名の地区担当職員を張り付けをいたしております。

したがって、地区公民館と企画・総務、この3者が綿密な連携をとりながら、今日までの提案をしている自治組織について協議を重ねてまいりました。ですから、公民館の職員がその件に関知をしないということは決してあり得ないわけでありまして、より深く自治コミュニティーの設立に係わってきたというふう考えております。

したがって、今後につきましても公民館の職員については具体的に係わりを持っていくものと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 分かりました。それで大変よろしいと思えますけれども、ちょっと佐藤課長から最初聞いておったのと少し違うなと。まあしかし、良い方向にご返事をいただいたというふうに思いますけれども。

次にですね、ふれあい広場について質問いたします。

この計画の内容はどのようなものになるか、また、財政計画はということについて、まず1点目。

それから、計画成功のためにどのような調査を行ったか、また、その結果はということについて、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（横山富夫君） 大塚財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それではお答えいたします。

インター前ふれあい広場整備事業のこれまでの経緯につきましては、議員ご案内のことと思いますが、当該地は平成8年度・9年度・10年度・11年度と、議会の承認をいただきながら計画的に用地を購入し、今日に至っております。

今後の整備計画といたしましては、平成15年3月に策定いたしました「高速玖珠インター前ふれあい広場整備基本計画」を基本としながら、玖珠町の情報発信はもとより、玖珠町の農産物を含め、あらゆる産物を扱う物産館的な要素を持った直販所や、トイレ、休憩所などを関係機関と協議しながら計画に盛り込んでいきたいと考えております。

財源につきましても、国、県の補助金を有効に活用しながら、施設整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、計画の成功のためにどのような調査を行ったかということでございますが、計画を軌道に乗せるためには、今日まで関係課の係長、課長レベルごとの協議、各種団体との協議を重ねてきておりますので、それらを踏まえまして、今後、県内や近隣県の道の駅などの施設における消費動向を調査しながら、イニシャルコストをできる限り抑えた施設とし、開設後に利用者のニーズに応じて、適宜施設の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） まず1点目について、今後、用地費とは別途ですね、造成それから箱物等を造っていく、そういったものについてどのくらい想定なさってるかということをお尋ねをします。

それからですね、まあその、私はやっぱりもうちょっと、調査というのは今からするんじゃないくて、もっと早くやっていただきたかったというふうに思うんですけども、正直申し上げてですね、もう事は動いてると、ここでやるということがもう既に決まっておるわけですから、これはもう何としても成功をさせなければいけないなというふうに私も思うわけです。

で、ほかのところを私、ちょこちょこ寄ったりして、特に、例えば浮羽町の道の駅、お寄りになった方はたくさんおありになると思うんですけども、もう日曜日なんぞはもうちょっと砂糖に群がるアリンコみたいな感じですね、もう駐車場も満杯というふうなすごい状況です。お聞きしたところによると、だいたい農産物だけで年間400億円、ああ4億というふうに聞いております。すみません。おおかたですね、1日に100万売り上げてると、農産物だけでですね、品物も量も多いです。やっぱり場所という利便性というものもあるんだろーとは思うんですけども、場所だけでもないというふうには思うですよ。やっぱりあそこはやっぱり柿、それからブドウとかそういった物が主体となっておりますから、今、柿のシーズンじゃないんですけども、それでも柿がたくさん冷凍保存したやつですか、そういったやつでも安く売っておるといって、やっぱりメインがそういう非常にこう何というんですかね、まあいずれにしても活況を呈してる

ということでございましてですね、玖珠町がやっぱりやっていくうえにおいて、そこまでにはなかなか難しいかも知れませんが、やはり人を寄せていくようなものをやっぱり考えていかなくちゃならん。

そういう意味では、例えばですね、今流行りの足湯というんですか、そういったものも無料でできるとか、つまりそういうことであれば温泉も掘らんといかんわけですよ。温泉を掘るということになれば、足湯だけじゃなくて、まあできれば無料が良いんですけども、50円か100円ぐらいの入浴料で入れるような、じゃがじゃが湯が越すようなかけ流しの温泉があるとか、ほかにもいろいろ目玉というものをですね、あれもあり、これもありというものを、やっぱりつくっていく、そうしていかないと、もうやった、また金がかかっただけでということになりかねないと思うので、そこらへんでですね、ただ物産だけということじゃなくて、もっと積極的なそういう人寄せをどのように考えているのかということ、あればお尋ねしたいんですけど。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは、1点目の用地の別に経費をどのくらいというようなご質問ですが、経費につきましては、先日の予算特別委員会の中でもお話が出ましたが、いくらかけてどういうのをやるというような計画は今のところなくて、18年度予算で一応設計の方の予算化を併せてお願いしております。

その中で、先程も申しましたように、財源についても国、県の補助金を有効に活用しながら施設整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の物産販売等の関係であります、現在では町内でできます農産物、生産者の会とかいうような会も組織されておるといふふうに聞いておりますし、JAの方ともそういうふうな協議は徐々にやってきておりますので、そういう面でするところから始めていくというふうな計画でいきたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 藤野修二君。

○8番（藤野修二君） ちょっと時間余りましたが、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（横山富夫君） 8番藤野修二議員の質問を終わります。

次の質問者は、13番穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） 13番穴井丈洋でございます。

平成18年第1回玖珠町議会定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたことを喜びとするものであります。

私たちを取り巻く今日的な喫緊の課題は、何といたっても多大な新しい災害や病気を醸している地球温暖化問題ではないかと思えます。世界の情勢では軍事力再編を目指し、日本と係る米国や、破竹の勢いで成長する中国の外交と見えない脅威、そして北朝鮮の古い国家意識と外交政策が日

本の身近な課題であり、一に東アジア戦略として焦点化されていると思います。日本の課題は、四面楚歌の外交政策であろうし、内政では、機軸の行革三位一体や、不道德の蔓延や、安心・安全の創出ではないかと感じています。

このような中での玖珠町の今日的な焦眉の課題は、地域自治組織・コミュニティ形成だと思います。このような一連の行政を心に留めながら、通告の質問をいたしますが、議長のお許しをいただきまして、一問一答形式で行いたいと思います。応答は簡潔にご対応ください。

1. 地域コミュニティづくりについて、あえて今更コミュニティづくりを喧伝されることに違和感を感じなくもありませんが、地域社会の本質的な視点であり、必須の社会構造であると思いますので、総括を基にして立ち上げねばならないと思うのであります。

私が今回質問をいたしました動機は、これからの地域社会の環境・産業・経済・文化・教育・倫理などの盛衰がかかっていくと思うからであります。本来的にこの組織立ては上意下達では馴染まないものであります。敗戦この方、借物民主主義の様相も垣間見えることでもありますので、自然発生を座して待つばかりでは五里霧中が続くこととなります。よって、ソフトなアクションも必要ではないかと考え、次のような質問をいたす所存であります。

地域自治組織の地域コミュニティづくりは急を要しているが、要領がつかめず戸惑っている。今はまだ白紙の状況に近いので、まず手始めに全貌の雛形的な文書提案ができないだろうか。また、議会中に説明があるようだが、不理解な点は質問したい。

以上、通告のようにいたします。

お答えを願いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 議員ご質問の、雛形的な文書提案とのご質問にお答えをしたいと思います。

全員協議会の席におきまして、地域自治活動の組織や核となる自治会館の考え方など、今後進めていく方向をスライドでご説明を申し上げ、その印刷したものをご配付申し上げましたが、現在のところの雛形的な文書提案と受け止めていただきたいと思います。

今議会で上程をしております自治会館の位置付けなどや、地域自治活動のことにつきましては、今後具体的にあらゆる機会をとらえ、また、広報などを通じまして町民の皆様にお知らせをしたいと考えております。

住民参加で地域づくりを進めるために、玖珠町コミュニティ推進条例や、活動拠点として活用をしていただくために、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例を上程申し上げましたが、まちづくりの主人公は町民でございます。そして、地方自治を振興するためにも、また、町内各地域ごとに住み良いまちづくりを進めていただくためにも、このような地域コミュニティ、いわゆる住民との協働による行政を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域を代表しての議員の皆様のお力添え、地域への助言によりまして、スムーズな自治活動の推進、そしてより良い玖珠町が出来上がるものと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

宗像市ですか、あそこの自治活動の状況を北山田の説明会、そして全員協議会の説明会で見せていただきました。あれはあれで役立つわけですが、スライドというのは長所もあり短所もありまして、像が消えてしまうわけで、次の日にどれぐらい残ってるかというこれが大きなスライドの課題じゃないかと思います。それで、私はあえて文書でそういうことの雛形が提示できないかと言っているわけでありまして。

今、課長のお答えではスライドのこの課題的な要所要所をプリントしてありましたけれども、あれはあれで役立つと思いますが、本当はもうちょっときめ細かなことを、例えば立ち上げに係る人たちが読みあって、ああ、ここがやっぱり課題だとか、こうよそはやってるんだとか、そういうその道筋が大きな課題じゃないかと思うんです。この方向これだぞ、ここはこんな組織だぞという、これはこれで役立つわけですが、それをどう運用していくかという道筋がなかなか経験がないとできないわけですね。ここを何かそういうことができないかと私は加えて要求をしておきたいと思います。

また、この文書は自治委員さんと地元のそういう方々に届いているのだろうかという疑問もあります。

もう1点はですね、こういう町起こしあるいは振興会づくり等々をやっているそのときに、大学だとか社会教育担当のそういう経験のある方々とか、そういう方のご指導を得ながら、腰が切れて立ち上がりつつある、そういうところで手放していつている、それが大体の現状じゃないかなとこう思えるわけです。本町の場合、そういう構想がないかどうか、このへんもお尋ねしたいわけでありまして。

なぜ固執しているかということ、もう先程も課長がおっしゃいましたように、主体は町民でありまして、私どもは町民をどう助けるかという立場なんでございます。で、その町民の立ち上げをどうするかというその手立て、これも私たちの仕事の1つじゃないかと思うわけです。そういう意味で、そういう町起こしだとか振興会づくりだとか、そういうことを研究し実践をしている方に手ほどきをしてもらいながら手放しをしていく、これが堅実じゃないかなと思えてそういう質問をするところであります。

もう1つは、3点目になろうかと思いますが、もう1つは自治組織ができるということと、それから町の行財政とは全然別物だという発想はないんじゃないかと思うんですね。主体的に自治の運営をしながらも、この行政と有機的にどう絡んでいくかという、この有効な連携こそがこれ

からの大きな課題じゃないかと思えるわけで、そう考えるとき、既にある自治体等ではもうやっております。ずっと以前の一般質問でも私問いかけましたが、町職員の方々が永久にとまでは言いませんけれども、腰が立つそういうところまでは、手放しで自治が活動できる状況になるまでは、張り付いたそういう取り組みを町としてはできないだろうか。そのことによって各自治組織づくりの問題点をそのコーディネーターは十分把握をして、この本庁本部に伝えられるし、町の考え方が各そういう自治組織確立の現場に十分届くという、こういうことが起こるわけでありまして、それで成功している自治体もあるわけでございますが、本町の場合この自治体の確立そのことが今後の盛衰を決めていくという、そういう私は重要な立場にあると思っておりますので、今のような発言をしております。どうお考えでしょうか。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 1点目の雛形的な文書でございますけど、議員ご指摘にありますように、スライドでは消えるということでもあります。全員協議会の中であのスライドをコピーをして資料としてお渡しをいたしております。

この中身につきましては、極めてコンパクトで分かりやすい中身ということで、私どもは考えております。これにいろいろ道筋を加えていくということになれば、文章的には分かりづらい文章になっていくのではないかと考えております。それも我々事務サイドの力量だとは思っておりますが、現在のところ我々が提案をしている説明資料がその1つだと考えております。将来的にこれ1つで終わるというふうには考えてはおりません。

そして、今日まで自治委員代表者協議会やそれに係るあらゆる団体の方々についても、求めに応じまして自治組織の問題を説明をいたしてまいりました。しかしながら、文書としてその方々に差し上げてはおりません。それは今議会で承認をいただいて、4月からのご説明会の中で明らかにしていきたいと考えております。

それから、2点目の組織、行財政を変える可能性のある地方自治組織の確立と、大変有難いご意見をいただいたと思っております。その立ち上げについて、職員だけの内部協議では不足をするのではないかとのご指摘であります。

我々もこの自治組織そのものが短兵急に出来上がって、スムーズに行くと、になるまでには時間が要すると考えております。その発足の過程の中であらゆる問題が生じてくるというふうに自覚をいたしておりますので、そういう場面等に出くわすことが今後あるとも考えております。そのときはどういう対応をするかということ協議、検討をしていきたいと考えております。

3点目は、議員ご指摘の件について我々も目指す方向は同じでございますということを申し上げて、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） 今、例えば識者の指導を仰ぐということや、それから当分の間町の職員のコーディネーター的役割を果すということのお答えがちょっとぼけておりましたが、そのへんの意はいかがでしょうか。

それから、私がもう大変そういうことに拘っておるのはですね、社会をつくっているのは人でありまして、人が宝でございます。人材こそが宝なんでありまして、この人材をどう育成していくかというこのこと、このソフトの課題が先導するわけです。ハードの部分はそのために造っていくという、そのことが常道ではないかと思っているわけでありまして。ハードだけを造ったら町が出来上がったり、世の中が良くなったりと、こういうふうなことではないと思うんであります。そういう意味で、この大変重要な地域起こし、自治組織づくりは人材教育がもうものすごく重要じゃないかと思うわけでありまして、併せてこのへんのところはどうかを考えているかを再度お尋ねをします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 2点目の指導・助言に係る件でございます。その件については、先程申し上げましたように、この制度そのものが短兵急には出来上がるとは考えていないというふうに申し上げました。その過程においていろいろなことを協議することも必要であろうというふうに申し上げおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の議員指摘の部分については、先程私の答弁から欠落をしていたというふうに考えております。

いわゆる役場職員のこの立ち上げに係る姿勢のご指摘というふうに思っております。我々としてこの地域自治組織の確立につきましては、今後の行政運営にとって大きな事項と、重要施策というふうに考えておりますから、所管する自治推進室の職員だけの対応ではできないという思いもありますが、今後その件については更に内部協議をさせていただきたいと思っております。

それから、資料集の9ページの方で行政の役割について触れております。あくまでも行政と地域自治組織は対等の関係であるというふうに謳っております。このへんがパートナーシップ等のことを考えれば、極めて重要にはなるとは考えておりますが、やはり独立をして、将来的には独立をしていく、そのようにまたしなくてはいけないと、あくまでも行政がこれをしなさいとかそういうことは避けたいと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） まだまだ詰めていきたいことがたくさんあるわけですが、時間の配分を考えますと、問題2に移りたいと思っております。

問題2は、「家族農業経営」「集落農業経営」「法人農業経営」についてであります。

「食料・農業農村基本法」が制定され、その精神と意を受けて昨年3月「食と農」新基本計画

が閣議決定をされました。この本旨は、農業構想の展望に担い手を育成するとしたことであり、このためには、維持・継続可能な効率的農産物、農業生産物、農業生産を目指し、安定した収益を生む農業経営が必要であるとされています。この具体的な形態として、家族農業経営、集落営農経営、法人農業経営が重点施策とされています。

本町も未だかつてない厳しい国状にもかかわらず、この国策を受けて家族・集落・法人の3形態づくりに鋭意努力をしてきて顕在するところになったかと思っております。しかし、過疎・高齢、少子化の波が、ことに農山村は激しく襲い、その展望はつまびらかではありません。本町の基幹産業は農業であるだけに、この打開に苦悩されていると思いますが、一助のつもりで次のような質問をします。

- ①家族・集落・法人、3経営形態づくりの現状はどんな状況にあるのだろうか。
- ②万が一思うように進んでいないとすれば、その要因はどんなものだろうか。
- ③その要因解消の対応策はどう考えているか。

以上でございます。お答え願います。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） 穴井議員のご質問は、昨年3月に閣議決定されました「新たな食料・農業・農村基本計画」にあります、望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成確保に関するものだと思います。

昨年度、これら新しい制度に対応するため、従来ありました玖珠町農業経営改善支援センターを廃止し、新しく玖珠町担い手育成総合支援協議会を発足させて、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業者の経営支援に取り組むとともに、担い手の育成確保に向けた地域段階の取り組みに対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立に向けて取り組んでいるところであります。

ご質問の②については、私もそのように思っておりませんので、対応策については考えておりません。しかし、この経営形態の現状を報告し、今後の対応策、今後の取り組みについてお答えしますので、その中で併せてお答えをしたいと思います。

経営形態は個別経営形態と法人からなる認定農業者と集落営農組織に大別されます。認定農業者は本年3月1日現在で178名を超え、そのうち個別経営形態数は165、法人経営体は13となっております。一方、集落営農組織は既に任意組織として運営され、うち1組織は法人化の計画が進められておりますし、更に、数地区におきましては集落営農の立ち上げ論が議論されているのが現状であります。

この現状を本町としてどう判断するかであります。私どもとしましては十分満足のいく状況とまでは言えませんが、決して悲観する状況でないと考えております。

認定農業者につきましては、高齢化などにより認定を取り下げる農業者がいることも事実であ

りますが、個別経営体、法人におきまして、その減少分を上回る勢いで継続的に認定申請が行われておりまして、総体として200に到達するのもそう遠くないと思ってるところであります。

また、集落営農につきましても、組織化に向けて精力的に議論している集落や、集落営農の一歩手前の段階であります受託組織を既に立ち上げ、更に中山間地域直接支払交付金制度の継続や、基本計画の中で新たに示されました平成19年度からの品目横断的経営安定対策などにより、認定農業者や集落営農などの担い手の明確化が今後も強く求められ、地域農業の中での担い手の存在がますます大きくなってまいります。

本町といたしましては、認定農業者と集落営農の区分につきましては、地域の農業経営規模に密接に関係することから、どちらか一方に偏ることなく、集落・地域の実態に応じた組織の確立ができるよう、玖珠町担い手育成総合支援協議会等をも活用しながら、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

ちょっと明るい気分でございます。私教育の問題と農業を兼ね備えていつも質問させていただいておりますが、大変そういう意味では嬉しく思っておりますが、どうか気を引き締めてやっていただきたいなと思います。もういつにここに、この農業問題に本町を立ち上げる最大の課題はあるんじゃないかなとこう思っておるところでございます。

それで、これに加速をしていただくために、この交付金、この方々に元気を出してもらうために交付金のいろんな対応が出ておりますが、本町はそういうものの活用もされているんだろうとは思いますが、私に見て、ああ、こういうものもあるのか、こういうものもあるのかということで、改めて感じている次第であります。例えば食の安全・安心確保に係わって、例えば食品表示の適正化、こういうことを取組めば交付金が出るとか、トレーサビリティの推進をやれば交付金が出るとか、あるいは食育の推進、これで交付金が出るということで、食育の推進は本町も叫ばれておりまして、給食センターと学校等ですね、地域物産をどう使っていくかというそういう発想も起こっておりますが、そういうのにこの交付金が出るんじゃないかなとこう私、素人は思っているところであります。

また、強い農業づくりでは、いろんな視点があります。例えば、施設やそれから機械の設備についても出る。これは活用しておられるんじゃないかと思いますが、担い手の育成と農地集積についても出る。それから意外に思ったのは、流通対策で卸市場再編とか連携、あるいは品質管理の取り組みにもそういう交付金が出るということがあるようであります。

また、元気な地域づくりという項目の中でも、例えばグリーンツーリズムをやればこれにも出る。こんなのは活用されてるんじゃないかと思いますが、意外に私が感じたのは、中山間地域等振興の中の「地域の個性発揮」という取り組み、これはいろいろあろうと思っておりますけれども、そ

うということにも交付金が出るというようになっておるわけで、多くの視点があるわけでございますので、このへんは課長、活用されてるのか、そのへんのちょっと動向をお知らせ願いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） 今、穴井議員ご質問にありました、強い元気な地域づくり事業とか、いろんなことはすべて私ども研究をしながらしております。

で、先程申されましたトレーサビリティそういうものにも、出るようになっていまして、今年の本議会に上程しておるものの中に耕畜連携ということで、資源循環型農業の推進を叫ばれていながら、なかなか前に進みませんので、堆肥を耕種農家に余計使ってもらおうというそういうふうな事業も起こしております。

それとか、やはり特別栽培米、減農薬米なんかにつきましては、水田農業確立対策事業の中の産地づくり交付金の中にそういう農家の説明をしながら、現時点でもその補助金、交付金はいただいておりますし、もうありとあらゆる分野、施設、施設化、いわゆるパイプハウスとかビニールハウスとかそういう施設化、それからやはり農業者の経費の削減と省力化、労力の省力化を目的とした高性能機械の購入等々にもしておりますし、議員が言われましたことについては、すべてやり過ぎるぐらいやっておると思います。

それから、私どもとしては直接質問にはありませんでしたけども、若者定住の中で大分県農林漁業、大分県農山村若者活動資金というのがございまして、若者が就農する場合、家が若者の部屋がなければ、それを改造して新築、改造、それから若い人が帰ってきて新たに就農する場合、やっぱり若い人は高性能機械を入れて経営改善に努力するとか、そういったものについての無利子の資金がございまして、こういうお世話等いろんなあらゆる分野でこれからの農業を守っていくため、それからの明日の玖珠町の農業のためにいろんな制度は活用して、現在に至っているところでございます。

○議長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。まあ流石という感もしておりますが、是非ともそういうご努力を続けていただいて、農業の整備、活性化これを図ってもらいたいと思っております。

全国的に見ますと、なかなかこの3形態が伸びない原因の中に、補助等をですね、補助や交付等のこのまとめをどうしていくか。例えば具体的な水準、どのくらいどうくれるのかなというということがなかなか関係者には見えにくいとか、農業の将来展望がなかなかはっきりしないとか、これはかなり具体的ですけど、会計検査院の審査が来たらこれはどう対応しようかとかですね、税務署の審査にどう乗り切るとか、そんなことで現場が悩んでいるというそういう原因の問題もあるようであります。

まあそんなことは十分また連携をしながらやってもらいたいというふうに思っております。

今、これは内閣府が調査した調査の中では、都市と農村の交流ということに政府の力点を置いておりまして、農村交流の希望、やった方が良いという方々は80%ある。また、交流に関心があると答えたのは50%、滞在しても良いという方は40%、こういうふうな都市の方の反応があるようでございますので、グリーンツーリズム等も含めて、今課長が取り組んでおられるそういうことに十分絡めて頑張っていたきたいなと思っております。

いろいろお答えをいただきたいわけですが、時間が余ればお答えをいただきたいというふうに思いまして、3点目に移りたいと思います。

教育の諸課題と対応についてでございます。

世相や時代は時とともに変動していますが、この流転ベクトルが自然の驚異や科学の進歩、そして社会変革等によって移ろうものであります。人々はこの潮流から逃れ得ませんし、教育もまた同じであります。今、国際化という激流が地球を覆って、乱気流のごとくに席卷し、誠に厳しい世相を醸しています。このような状況を察知してか、OECD、質問のプリントにはこれがWTOとなっております、誠にすみません、OECDの間違いでございます。OECD-PISAテストは知るにとどめさせずに、活用し適応できる人づくりを目指し、世界の教育界を惹きつけ凝視させています。特にこの中であって、フィンランドは第1級の先進国でありまして、多くの重要な示唆を持っています。

私は、この教育力や学力づくりに学ぶべきであろうと、次のような質問をいたすものであります。

質問、前任教育長はフィンランド教育の成果について、国を挙げて教育がすべての基礎になる事業だと取り組んでいる。教育費もGDP対5.7%で、関係諸国中最高である。日本は中でも最低である。国語力やコミュニケーション能力はすべての活動の基礎であると答えていますが、現教育長はこれらをどうお考え、どう対処しようとするのかを尋ねる。

②また、OECD-PISAテストの折、受験の付帯調査では、自己学習時間は関係諸国中日本が最少時間、テレビ視聴時間は最長時間、そして子どもの体力や運動能力も年々低下している。また、文部科学省の情動研究では5歳までに原型が決まるという報道がなされ、最近の新聞報道では家庭の経済力と学力の相関があると投げかけています。社会教育分野と思える課題が大きく見えていますが、これらをどうお考え、どう対処するのか尋ねるものであります。

以上、お答えをください。

○議長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 質問の1項目についてですが、昨年6月に前穴井教育長がフィンランドの教育の成果について見解を出しておると、そのフィンランドの教育の成果について、現教育長の考えとそれにどう対処するかという質問でございます。

基本的には、6月議会で穴井前教育長がこの見解を出してございまして、その見解に沿うものでございます。であります、あえて現教育長の考えと対処ということでありますから、お答えの内容が若干重複するところもございませうけれども、私の見解ということに回答いたしたいと思っております。

諸外国の教育費の高さはその国の教育に対する重視度、あるいは教育投資の程度を表わしているといえます。我が国のGDPに対する公の財政支出学校教育費の比率がOECD加盟国の中で最も低いことについては承知をしております。教育に対する投資が教育効果を上げることについては理解をしながらも、各国の教育状況の成否は、その国の歴史・社会・文化などの諸条件を背景に独自の展開を見せてございまして、同じ手法として提示された数値であったとしても、それを比較するには難しいことであろうというふうに考えております。教育投資の効率についての精査も、もうちょっと現在の私については必要であろうかというふうに考えてるところであります。

国語力やコミュニケーション能力はすべての活動の基礎であるということについては、私もそのように踏まえております。このことにつきましては、昨年11月に中央教育審議会答申でも、このことについては謳われてございまして、すべての学力の基礎にあるというふうに思っております。

PISAテストで問われている読解力とは、文章から多様な考え方を読み取り、対立する思考を粘り強く追い求め、自己の評価・判断を下すというような力を必要とするものであります。これは言い換えれば、学びの基本に関する問題であり、単に読書の時間を増やすとか、あるいは競争させることで対応が解決するものというふうには考えておりません。我が国における学びの質が問われておるのではないかというふうに考えてるところであります。

特に、コミュニケーション能力につきましては、児童生徒は勿論、指導者にも大切な力としてとらえられております。特に教員の場合を例にとりますと、教員採用試験の面接あるいは初任者研修、教員経験5カ年、10カ年あるいはキャリア研修等々におきまして、これらの課題解決のための研修が実施をされておるところであります。昨年6月、前穴井教育長が答弁をいたしましたように、私も国語力やコミュニケーション能力はすべての活動の基礎であるとそのように思っております。

学校でも本町すべてのところで教育目標に上げられてございまして、日々の生活の授業の中で10分間読書の励行、読み聞かせ、あるいは国語授業の中に組み込まれた討論、議論の授業の組み込み、実践を行っておるところであります。

ただし、こういうことで万全であるかという、まだ課題もあります。子どもたちの実態の把握、それに立った適切な教材の持込み、授業内容等々の工夫はまだまだ課題の1つでございませう。児童生徒の意欲の向上や実践の深まりまでに到達せず、教育環境の充実と併せ授業実践力の向上も求められているというふうに思っております。

2点目の、PISAテストにおける我が国の受験生の付帯調査では、問題点あるいは課題点が

出ておると、そのことについてどう考えどう対処するかというお尋ねについてであります。

今日の教育の問題は、学校や家庭だけでは対応が難しくなってきました。改めて地域の存在が見直されつつあります。子どもの教育に対しましては、保護者や地域との連携、家庭内の教育力の向上に期するところも大きく、穴井議員の指摘されますように、家庭内の教育力の低下が自己学習時間の減少やテレビ視聴時間が長いことなど等々で、そのような事象として表われておると思います。

大分県教育委員会が実施しております基礎・基本調査の付帯調査の中でも、家庭において望ましい生活習慣の確立を促したり、様々な形で応援したりすることが児童生徒の心の安定や学習へ向かう原動力となると調査結果に出ておるところであります。OECD-PISAテストの付帯調査とほぼ同様の結果となっております。

このような課題への対処として、家庭・地域の教育力の向上が上げられます。市民の多様な学習要求や活動に対して、各種の学習活動や体育、スポーツ活動など、多岐にわたる学習機会を提供し、積極的に参加できる体制の整備充実に努めなければならないというふうに考えております。各種社会教育団体への助成を進め、指導者の育成、研修活動の活性化にも努め、家庭との連携を図ることが家庭教育機能の充実を図ることにつながるというふうに考えております。

具体的な事業といたしましては、本町では子どもの居場所づくりであるとか、あるいはわらべの館の事業内容等の積極的な推進、わかくさの広場の事業推進等々が上げられるのではないかとこのように考えております。

保護者が教職員と連携して子どもに接することができますように、PTAの研修会や期末PTAのときに子育てを含む児童生徒の家庭教育についての学習資料や相談機関についての情報も提供しておるところでございます。

以上で私の回答といたします。

○議 長（横山富夫君） 穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございました。

もう時間がなくなりまして、いろいろお答えをいただきたいわけですが、まずこのGDPの教育費の問題は、これは大きいと思います。このことが教育をどう進めていくかの根幹に係わっているわけございまして、教育長の立場からは国費、あるいは町費をどう確保するかということにあると思うので、あなたは県、国に対してかなりの働きかけをしないとこの壁はほげないし、本町では町長部局にその要求をしていかないとほげないということが明白だと思います。あなたのそのへんの努力が今後にあるんじゃないかというふうに思いますし、コミュニケーション、国語力のこのことにつきましても、12月のときでしたか質問をした中でお答えをいただいたのは、だいたい国・県の方向の範囲でやっているということですし、今おっしゃった一番後段の取り組みという内容についても、国、県の範囲内というこのことに収まってしまえば、もうそのこと

を踏襲する以外になくて、緩和政策がどんどん出てきているいろんなことをやっているところもあるわけですから、そのへんの意欲を、教育予算を町長と話し合っ、しっかり取っていただいてやっていくという視点を是非とも考えてもらいたいなというふうに思いますし、何々をしている、何々をしているというそのことも、私も現場上がりですから知っているわけですが、全体として何%になるのかというそういうことが課題じゃないかと思うんですね。

フィンランドなんかは穴井教育長も言いましたように、国を挙げてやって世界一を連続取っているということで、今のような状況では到底追い付きそうもないということでありまして、冒頭に私が言いました新聞報道では、経済力と学力の相関があるとまで言われだしているわけですので、そうなってくるとですね、学力の向上、教育の推進このへんのポイントがですね、今までは学校ということに焦点が当たっておりましたが、それだけではもうどうしようもないという提示が社会からも文科省からも出ているということでもあります。

で、新しいそういう動向としての視点を1つ紹介して、もう時間がいっぱいでございますので終わりたいと思います。

これはですね、佛教大学教育学部の黒田先生が教育に係わって取り組んでいることですが、NIRS思考プロセスの研究ということでもあります。これはどんなことかといいますと、脳内の変化を脳内ヘモグロビン濃度の調査をして、そしてそれで子どもの解き方やわかり方、そして体躯別こういう傾向があるというような分類ができて、個人の思考タイプが分かってくると、こういうことでこの子はこんなタイプ、こんなタイプと、あんなタイプというふうに子どもをお医者さんが、これは盲腸だ、風邪だ、インフルエンザだと判断するように、そこまでもう1つの方向が完璧かどうか分かりませんが、来ているという科学の分野によって教育が賄われるという時代がもうそこに来ているということでもあります。

文科省がやったやつをちょっと紹介しますと、これは文科省の情動研究ということですが、これは一定の結果を文部科学省が報告をしておりますが、情動ですから心の動きと行動に関してでございます。これは東大の学長さん、今もされておるんでしょうか、有馬朗人先生を中心にして研究をし、文部科学省に報告しているものであります。

研究領域は脳科学、教育心理学、医学その他関連科学となっております。判明した内容はどんなことかという、情動は生まれて5歳までぐらいに原型が形成される。子どもが安定した自己形成をするには、他者、特に保護者の役割が重要。3 子どもの心の成長は基本的な生活リズムや食育が重要。4 相手と一緒にいることで安心感や満足感が得られる愛着の形成が必要。5 乳幼児時期から良好な親子関係を築き、愛着体験を豊かにすることで、対人間関係能力、言語能力が伸長する。それから6 情動行動の適切な教育は加齢とともに困難になる。

5歳頃に原型が形成されて、だんだんだんだん年を取ると、言うことをきかなくなって、自己主張をし出して情動がうまく育たなくなる。そういう意味で、この情動研究は5歳頃までの基本

が固まるまでにどう形成するか、で、教育長が担っている教育はそれからの上にあるということで、この基礎・基本をどう解明し定着していくかということなしに、それからの上っ面だけをいじっても限界があるのではないかという、そういうここまでに至っているという教育の内容を知りながら、ひとつ教育行政、指導に当たっていただかないといけない、言葉だけの扱いはどうにもならないということでもあります。ひとつそのへんを十分度理解いただいでですね、対処をお願いしたいと思います。

時間が終わりましたので、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山富夫君） 13番穴井丈洋議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後0時13分 休憩

△

午後1時28分 再開

○議長（横山富夫君） 開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛をお願いします。なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いします。

また、くすタイムス石井氏よりビデオ撮影の申し出がありましたので、一般質問開始より5分間これを許可します。

次の質問者は、1番宿利俊行君。

○1番（宿利俊行君） 皆さんこんにちは。1番宿利俊行です。

昨日から冬が逆戻りをしたと申しますか、3月の中旬に入り雪が積もるといふ異常気象のそのものとでも申しますか、農作物などに影響が出なければいいがというふうに心配もいたしておるところでございます。こうして健康なうちに一般質問ができますことを幸いに思っています。これも偏に皆様方のご協力の賜物と感謝を申し上げておるところでございます。

さて、通告にしたがいまして、議長のお許しをいただき、一問一答でいたしたいというふうにしておりますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、県営工業団地について。県営玖珠工業団地の進捗状況について何うということですが、午前中、藤野議員さんの質問もございまして、一部重複する点もあろうかと思いますが、よろしくお願いたしたいというふうに思っております。

県営玖珠工業団地は、これまでの説明によりますと、用地の取得は終了し、団地内の文化財の調査を残すのみというふう聞いておりましたが、午前中の藤野議員さんの質問の答弁をお聞き

していますと、どうもそのへんは少し違っておるのかなと。私は特に地元でございますので、四日市、それから十の釣の関係者とでも申しますか、地権者とでも申しますか、そういった方々の話を総合しますと、用地取得は今も進行中であるというふうにですね、伺っております。

で、開発公社、大分県のですね、開発公社の話では、およそ共有地が約300件ぐらい、現在登記事務がなされておるといふか、いわゆる登記事務が終了していないというふうに言われておりますが、今朝ほどの河島課長さんの話もですね、これが終わるのがまだはっきりしてないということのようではありますが、詳しく聞いてみたら、早くて2年、場合によっては3年かかるんじゃないかというようなことを言われておりますが、そのへんをもう一度ちょっとお尋ねしておきたいということです。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ご質問にお答えしたいと思います。

玖珠工業団地の進捗状況につきましては、午前中に藤野議員の質問にお答えしたとおりでございます。用地の買収につきましては平成13年度中に買収契約は終了いたしておりますが、現在その中にあります、団地の中にあります共有地とか、個人のものも1つはあるわけですが、この登記事務がまだ残っております。

この相続権者といえますか、要するに相続する権利がある方は250人を超えて全国に散らばっている状態というふう聞いております。直接この説明に向いて印鑑をもらわなければならないというケースもあるようではありますが、なかなか現状では進んでないというのが今のところの状況であります。

町といたしましても、早急に登記事務が終わるように協力して行っているところであります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1番（宿利俊行君） そうしますとですね、町長さんにお伺いしますけど、町長は平成15年の12月議会の藤野議員さんの一般質問でですね、こういうふうな答弁をなさっておりますんですが、「県営の玖珠工業団地の造成につきましては、2年前（平成13年）に国有地を除く用地、いわゆる私有地でございますけれども、これらの買収契約を終了いたしまして、本年度は国有地あそこに国の財産であります土地がかなりございましたけれども、これにかかる用地買収もようやく完了したところでございます。」というふうな答弁をなさっておるが、このへんをですね、買収契約は終わったけど用地買収といふか、そのへんは終わってないと、どうも私にはちょっと理解ができないんでございますが、そのへんはどういうふうな受け止めたらいいいのかですね。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） ご指摘の先の議会で答弁いたしましたとお受け取りいただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） そうしますとですね、買収契約は終わったけど、先程河島課長が言ったように、登記事務が完了はしてないということなんですね。

それですね、登記事務が完了してないということは、恐らく地元の地権者の方々にまだ買収金等が支払われないで、いわば内入金といいますか、そういう形で推移しておるのではないだろうかかなと。

ですから、午前中の藤野議員さんの質問にもありましたようにですね、企業の誘致については県の企業誘致推進室がやっているんで、そちらの方にと言ったんですが、これからいきますとですね、まだそういった登記事務が完了するのが3年先ということになりますと、とてもじゃないが企業の誘致どころじゃない、まだ用地交渉といいますかね、そのへんをやはり急がなければならぬし、私たちはこれまで、あそこの土地にいわゆる文化財ですね、埋蔵文化財があるので、この調査に暇がかかっているというふうに恐らくほとんどの議員さんがそういうふうにお感じになったんじゃないかなとそういうふうに思っています。

これから私の後に繁田議員さん、更には江藤議員さんがですね、この工業団地につきましてはご質問なさるようになっておりますので、またそのへんからも詳しい質問もあろうかと思いますが、そういうことになりますとですね、例えば、まず聞きますけど、今までこの工業団地につき込んだというか、買収した金額はいくらになってますか。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ただいまの質問ですが、これ平成17年の4月現在の工業団地の概要を記したものでございますが、これによりますと、事業費は総事業費で約38億円というふうになっております。このうちですね、これまでの事業費約12億9,000万円というふうになっております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 課長、そうしますとね、例えば1年ね、買収が延ぶことによってですね、金利負担はいくらになると思いますか。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） この件につきましては、事業主体が町じゃなくて県の方でございますので、詳しい計算は町の方としてはいたしておりません。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） いずれにしましてもですね、年数が長延びていけば、その分、進出してくる誘致企業にその造成費用なりあるいは買収費用がかかってきて、どう申しますか、ますます企業ですね、進出が厳しくなるのではなからうかなというような、これは私の個人的な考えで

すけどですね、そういうような気がします。

そして、更にですね、今日的なですね、どう申しますか若干経済も明るさを増してきた中に、出てきたい企業があってもですね、そういうふうで、まだ3年先あるいは4年先というような形で本当に良いんだろうかなと。今やはり町民の方々は、この工業団地を早く造成をして、優良企業に進出していただきたい。そしてこの玖珠町の少子・高齢化という厳しい社会現象の中でですね、こういった企業が進出してきて、やはり人口が増えるだろうし、また経済も活発になるんじゃないかなというふうな期待もあるわけですが、いかんせんこういうふうで、3年先までまだ手が付けられないというようなことではどうかなというふうな気もいたしております。

更に、国有地の云々ということを書いてますけど、国有地につきましてもですね、恐らく今朝午前中の町長のご答弁の中にですね、いわゆる水路あるいは里道の買収と申しますか、それも今やっとなさ手をつけてきておるのかなということになりますと、これまた簡単に里道やあるいは水路の買収も、先々困難があるんじゃないかなとそういうふうにも思っております。

ですから、全体的にですね、そういうことにつきましてはやはり県の確かに事業ではありますが、やはり地元の町としてももう少し職員の手当あたりをしまして、早いうちにそういうふうな造成あたりが出来るようにやっていただきたいものだなというふうに私は思っています。

したがって、今後どこまでですね、町長なさる気持ちかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 具体的に何をお尋ねになってるのか、ちょっと理解に苦しみますけれども、先程も、午前中も課長の方から申し上げましたように、土地の買収は終わっているけれども、第三者大綱用件としての登記が、午前中の地名が出ましたけれども、2地区における二百数十名の方の第三者大綱用件としての登記が終わってないと。

また、その文化財についても今発掘調査をしてるけれども、重点地域の発掘調査をしてるけれども、まだ1万㎡の段階であるということでもありますけれども、これはオーダーメイドでありますから、企業誘致が決まれば急速果敢にやっていくという県の方針でもあるわけでもあります。

議員さんにおかれましても、企業誘致ということ、それからこういう登記事務が地元の方に対しましても早急に協力するように、議会議員としてお働きかけをよろしく願いたいと思います。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） いずれにしましても、そういうことがまだ積み残されておるということでありまして、これはもう地元の方もですね、これまでやはり積極的に私は協力してきたのじゃないかなとそういうふうにも思っておりますですね。積極的に協力してきたけれど、考えてみるとですね、どう申しますか、庁内の不手際もあったんじゃないかなというふうないうよう

な気がするんですよね。それは日隈助役さんが一番ご存じと思うんです。

ですからそのへんを日隈助役さんはどういうふうに思っておりますかですね、例えばあそこですね、工業団地に非常に精通した職員がおりましたけど、その職員は途中でお辞めになって、そしてさらに1年後にですね、その職員をまた開発公社の方が雇用しなきゃならないというようなことが起こっているようにありますが、そういったですね、やはり1年間というような大きなロスがあったような気がしておるんですね。ですからそのへん助役が一番分かると思います。

○議 長（横山富夫君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） お答え申し上げます。

町の不手際というようなご発言いただきましたけれども、私どもはそういう認識をいたしておりません。あくまでもお辞めになったのは個人的な理由でもって退職をされたと認識をいたしております。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 分かりました。

まあ助役さんはそういうふうな今お考えなんですね。結構でございます。

それではですね、そのようなことで、是非、これはもうここで私がとやかく言っても、やはり執行部の方のそういった、積極的に姿勢を早く打ち出していきたいなというふうに思っておりますし、今後、地元の方々にも協力をいたしていただくようお願いをいたしてみたいとこのように思っております。

次の質問でございます。総合運動公園について。

玖珠町総合運動公園に関するいわゆる法定手続きとでも申しますか、都市計画法、それから農振法、農地法について何うところでございますが、まず、都市計画法についてはですね、都市計画区域の編入する手続きを取られてきました。その中で、大分県の都市計画審議会が昨年12月に開催されまして、その中で定数が19名の中の17名の委員さんが出席をされております。会長さんには大分大学の副学長の佐藤誠治さんが選出され、議案審議をいたしております。

その議案審議の中の、特にこの日は議案が5議案ほど上程をされて、そのうちの第4号議案が玖珠都市計画公園の変更ということで上げられておりました。で、その当時の議案をちょっと見ますと、あとの4議案については各委員さんとも異議がなく、全会一致で皆4議案とも議決をされております。

本町の議案についてはですね、17名のうちの2名の委員さんからですね、質問ですかね、質問という形でなされております。ちょっと読んでみますと、全部は読みませんが、中程にこういうふうな文言がございます。「もっと農業をよくしなさいなんて言ったってナンセンスなんですね。だからそこをよくお考えおいて、基本的にこの問題としては、農業用地ならば農業のこういうふうな地区ならばできるだけ避けようと、雑種地だとか、あるいは山はたくさんあるわけですか

ら、そういうところにもっと金を持って行って投資をして、平地を造り、関連道路を造ってそういう施設を造るというなら、私ども何もあれではありませんけれども、こういうところというのは、玖珠はずっと歴史的な長さがあるし、状況は私もよく理解していますので、今回これに反対してどうしようというんじゃないやありませんけれども、やはり皆さんも何か農業という前後をご理解をいただきたいという思いで申し上げております。」ということが、これはまあ1人目です。

もう1人の、その次にもうちょっとあるんですけどね、「スポーツ公園だとかいろいろ（不明）の中にあるということも思うし、そういうときに（これはちょっと原文のままですが）ああいうふうにとんとんとまあいいじゃないかと、玖珠の中でもほかで農業をする場所が何ぼでもあるよというような具合でいくと、農地は次から次となくなってしまう。」そういうようなことも言っております。

そしてもう1人の委員さんは、こういうふうにも言っております。「農地の問題、全くのお話のとおりでありまして、私ども本当に慎重に将来に向かって考えなければならないと思っております。全く大事なことでありますから、今後、腹に据えてやらなければならないと思っております。」というふうに、都市計画審議会の委員さんが、これは今抜粋でございますけどですね、そういった意見が出ております。

そして、翌2日のこれは新聞の中に、こういうふうにこれまでですね、どう申しますか、この運動公園に反対をされた方、あるいは凍結をなささいということですね、請願をなさった方々に、やはり町長として理解を、反対者に理解を求めなさいというようなことをですね、この委員会の中で議事録に留めております。

したがって、町長はそういった方々にですね、具体的に理解を求めるような機会をお持ちであるかどうかをちょっとお尋ねしたいとそういうふうに思っております。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） あらかじめお断わりしておきますけれども、申し上げるまでもなく今回は本会議の一般質問でございます。具体的な事象、あるいは他の自治体、具体的には大分県でございますけれども、その諮問機関であります都市計画審議会での会議の内容等を持ちだして質問していただいても、即座にお答えすることはできません。

ただ、一般論としてスポーツ公園の建設に係る反対陳情、凍結陳情につきましては、それを重く受け止めまして、以後そういう趣旨を汲みとって慎重に事業を進めていくことは確かでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、そういった今後ですね、法定手続きを進めていく中ではね、やはり重要なことじゃなからうかなとそういうふうに思っております。

次に、農林課長さんにお尋ねしますが、玖珠町の農業振興地域の整備に関する法律の中でですね、農振協議会の方ではどんなご意見が出されておるか。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） ご質問の農業振興地域協議会の方には農振地域除外申請はまだ出ておりません。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） そうしますと、まだそういった一連の手続きはなさってないということになればですね、次の農地法についてもそういうことかなと思うんですが、まず担当課長の合原建設課長にお聞きします。

○議長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

農振法ですが、農業振興地域の整備に関する法律でございます。これにつきまして、13条に規定されておりますが、農業振興地域の整備計画の変更につきましては、既に国と県の協議を済ませておきまして、この申請等については、用地の買収後、若しくは工事を着手した段階で手続きを取れば良いということでお聞きしておりますので、その方向で進めております。

更に、農地法の第5条の（転用のための権利移動の制限）につきましては、都市計画法に基づく公園整備のための権利移動でございますので、いわゆる土地収用法第3条に掲げる制度もあるということで、転用許可を要しないということで確認をいただいております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 農林課長さんをご存じないということですね。じゃ農業委員会事務局長さんは農地委員会ではどんな、農業委員会ではどんなご意見があった。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） じゃないということはないんですけれども、今、建設課長が申し上げましたように、玖珠町の農業振興地域整備促進協議会に対しましては、正式な除外申請は出てないということです。条文の方では都市計画法に基づくところで協議されて、その一定の手続きが終わったら、うちの方に何らかの形であると思います。そういう段階でございます。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） そうしますとですね、農業委員会もそういうような考えなんでしょうか。

○議長（横山富夫君） 小川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川敬文君） 平成17年12月26日に10ヘクでの告示という確認はしております。

先程から農地法の5条の説明がなされましたが、この事業が土地収用法に係る事業としての認

定というのが今後されていくと思いますので、うちとしてはその事実関係を見つめておるとい
う状況であります。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） ありがとうございました。

そうしますとですね、今後はそういった一連の法定手続きなりを平成18年度に完了をするとい
うことになるわけですか、合原課長さん。

○議 長（横山富夫君） 建設課長。

○建設課長（合原正則君） 今後につきましては、現在基本設計いたしておりますが、実施設計等
を進めていく中で、必要な手続きがあればその都度進めてまいりたいと考えております。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） それではですね、町長はこの議会の当初は、平成18年度の町政執行に対
する基本方針を述べられたわけですが、この総合運動公園の用地買収については、平成19年度で
すね、から慎重に行いたいというようなことだったと思うんですが、やはりそういうことでよご
ざいましょうか。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 冒頭の基本方針の中で、国庫補助金の見通し、あるいはこの起債の見通
し、財源等の確保もついたので、積極的にこれを着実に進めていきたいということを申し上げま
した。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 合原建設課長にじゃお聞きしますけどですね、この総合運動公園の32
億8,000万ですかね、この財源内訳が分かっておれば教えていただきたい。

○議 長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 現在基本設計をしてございますが、詳細につきましては実施設計を
しないと判明しませんので、現在の段階では、昨年の17年の11月の広報でお知らせしました計
画事業費の内訳の段階でございます。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） そうすればですね、具体的に分かれば、国、県、町、起債、分かれば。

○議 長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 昨年の11月広報でお知らせいたしましたのは、総事業費が32億6,000
万円で、国庫補助が15億7,000万、これは国土交通省と防衛庁でございます。基金が約14億3,000
万、起債が2億5,000万、一般財源が約1,000万、こういう状況で町民の方にお知らせをいたし
ております。

○議 長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） ありがとうございます。

それではですね、一応運動公園はこれで終わりました、次に第3項でございますが、自主財源の確保についてということで、町税などの徴収率100%にするために、新年度どのような条件整備を取り組むかということをお伺いいたしたいわけでございますが、もうこれは特に行革の委員長でございます助役さんに聞きますけどもですね、行革4か年間の中で、これは34ページなんです、歳入の確保対策ということで縷々書いてあるわけでございますがですね、私はこの問題、収納率の問題についてはずっとこれまで何度となく質問をいたしてきておりますし、これはやはり何といてもですね、歳入をいかに確保するというのがこれからの最大の私は課題だろうとこのように思ってるわけなんです。

で、何度も質問をしましたが、どうも成果が上がってないような気がするんですね。現場の担当者の話を総合してみると、やはり人手不足で手が回らないというような話を聞いておるんですがですね、町税その他の徴収は、やはりこれはいくら役場の中にパソコンが入ろうとコンピューターが入ろうと、人的手立てがもう絶対不可欠なんです。

で、やはり今なさっておりますですね、嘱託職員が主に当たっておりますですね。やはりこういった重要なことは、責任はないというわけではないでしょうけどですね、それは町長が辞令を出しておりますからですね、当然責任を持ってなさっておると思うんですが、やはり本職であるか臨時であるかということは、非常にやっぱり与える影響というのは大きいんじゃないかなと。そのようなことで、特に滞納整理というですね、一番難しいことをそういった臨時と申しますかね、嘱託の職員に任せること自体が非常に私は無理があるなとそう思うんですね。

で、国とか県ではもう専門官がおってもなおかつですね、年間大きな滞納ができて、非常に苦慮しておるというのが実情なんです。

したがってですね、私はやっぱこの玖珠町のこういう本当に厳しい行財政改革を真剣に考えるならですね、私はやっぱ専門官、いわゆる専門チームとでも申しますか、そういったのをやはり立ち上げてですね、本当にやる気を示してほしいなど。ただですね、救いというか、昨年4月から、今おおかた助役は、いやそれは徴収係りを作ったよと言うかも知れませんが、やはり現場の方々の今の仕事の量をしたときにですね、本当に盆暮れとかこういった時がひとつのそういった滞納あたりの時期なんです。だからそういう時期を外すとですね、もうそれが2年あるいは3年あるいは4年、そしてもう5年を待っておれば、どう申しますか、どげえしてん取れんから、先日ですね、予算特別委員会で税務課長がいみじくも早くから幕を張ったんですけどね、私はそういうことじゃなくしてですね、やはり発生、発生したらすぐやはりそういった手当をしておけば、今日ですね、もう5億も6億も滞納が積み重なることはないと思います。けど、やはりこういうふうには人手が足りない、人手不足だと。ですからこれはね、私が昨年12月にお聞きしたんですけどですね、県下の町村を調べたら、うちは若干人数が多いぐれえじゃと

言いましたけどですね、もうこれはよそと比較することはないんですよ。やはり自分方の財政をどう守るかということ考えたときに、よそと比べたって、よそは現年度徴収なんか98%か99%収納ができてるんですね。ですから特にお隣の九重町さんあたりは、本当に繰越滞納というのは億単位の滞納というのはないんじゃないですか、千万単位だと私聞いてますけどですね。

ですからやはり是非ですね、これはもう現場の税務課の職員の尻を叩いてどうのこうのじゃなくして、やはりトップの方々がこういったことを私は考えていただかなければ、この問題はいつまで経っても同じことの繰り返すことじゃなかろうかなというふうに思っておりますので、是非ですね、新年度に向けてこういった体制を早くやっぱり立ち上げていただきたいなとお願いをいたしたいと思っております。助役さんどんなふうにお考えですか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） 徴収についてご指名でございますので、お答え申し上げたいと思います。

議員さんご質問の途中で申されましたけども、17年の4月に徴収専門の係を新設をいたしております。そして年間を通じて滞納整理に当たっておるところであります。私ども税の滞納については、行政の重要な課題として認識をした中での徴収係の設置であります。そしてこれまでの委託の2名と合わせて、年間を通じての徴収を行っているところでもあります。1年間ほぼ経過をしまいいりましたけれども、徴収係で徴収についてはそれなりの成果が上がっておるところであります。

それから、現年度の徴収については、私ども税については97%から98%、県下並み以上の徴収になっておりますけど、過年度分の大きな額の滞納額については、議員のご指摘のとおりなことでありますので、これらについては年間を通じて積極的な徴収をこれからも努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 今、助役は成果が上がってきておるといふご答弁でございますが、現場の税務課長さんにお尋ねしますけど、これはいずれ3月年度末、それから5月の出納閉鎖を待てば結果が出るわけですけどですね、是非ですね、不納欠損処分を出納閉鎖のときにしてつじつまを合わせるんじゃなくして、実質ですね、やはりそういった滞納のきちんとやはり整理をしていくということに努力をしていただきたいし、これは非常に一番難儀な私は仕事だなというふうに思っておりますが、しかし、それはそれなりのやり甲斐もあるわけであって、これまでですね、この行革の4カ年計画ではいろんなことが書いてありますが、そのうちの1つだけちょっとお尋ねしますけどですね、これまで大口がなかなかかはかどらなかったということなんですね。ですから大口はおよそ分かるとしても、全体的な法定手続きをどのくらいこの1年間の中に取られたかですね、そういったふうな実績があればお聞きいたしておきたい。

○議長（横山富夫君） 梅木税務課長。

○税務課長（梅木孝憲君） 通告の要旨に基づくご答弁も用意してございましたけど、今、再質問というような形と受け止めさせていただきまして、ただ今のご質問にお答え申し上げたいと思います。

滞納処分といたしましては、過去のもございますけど、今年度、不動産2件、銀行預金3件、源泉徴収2件というような中で、滞納処分を予告する中で解消できた分も、数的には数字的に残りませんから申し上げますけど、かなりの額ございます。

それから、なかなか難しいところで、納税者の方の生活状況も鑑みまして私たちは徴収しなければいけないわけでございまして、過去のものが解消したからといってまた新たに発生するものも若干できてるということで、なかなか事案が発生してからそれを解決するには、その事案が発生した年数ぐらい解決するのにかかるのじゃないかということ为先人が申されていたというようなことも記憶してございますし、まあ職員も一生懸命頑張っておるということでご認識いただきまして、ご答弁といたしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1番（宿利俊行君） いずれにしてもですね、大変な仕事でございます。是非これから後輩の皆さんにそういったことを十分理解させ、あるいは認識をさせるということが必要じゃなからうかなというふうに思っております。

やはり、繰り返しますけどですね、その年度内にやはり早くこういうのは手をつけないと、もう1年2年経つとですね、次々に累積していくからですね、やっぱり納税は厳しくなってくるわけですから、そこが一番大切。そのためにはね、あなた方のおっしゃるように、やはりこれはもう人手しかないんですよ。やはり人手をやっぱし入れてやっていかなければできないことで、そこへんはですね、あなた方上司はそのへんをやはり理解していただかないと、この問題は解決をやっぱししないじゃないかというような気がするんですね。是非そういった人的なですね、今日的なですね、庁内ではやはりどこか百何十人もいらっしゃるわけですから、やはりそういったところから、こういったところに人手を増加をして、そういうような体制を作っていただきたいなというふうに私は思っております。

○議長（横山富夫君） 梅木税務課長。

○税務課長（梅木孝憲君） 私も、一番最初の年は兼務ということでございました。しかし、その中で、私は調定と収納と、未収、滞納と申しますか、そのあり方について、製造業で例えたら、自動車産業なら自動車を作ったら売らんなん、売らなければいけない、売ったらやっぱり代金をもらわなきゃいけないということを、その三原則をそれは説いてきたつもりでございます。

それから私も最初の年は兼務ということで、税務行政にも堪能してないということで残り1年、私の方は滞納整理に努めさせていただこうということで、月平均どう見ても5日以上は出ており

ます。5日から10日という日もあったかも知れませんが、1週間ぐらい月平均出てるんじゃないかというようなことで、それには絶えず私1人じゃありませんから、誰か職員がついてるということで、そういうこともお含みの上、ご認識いただきたいということをお願いしまして、答弁といたします。

○議長（横山富夫君） 宿利俊行君。

○1番（宿利俊行君） ありがとうございます。

いずれにしても、今年はですね、4月から介護保険料も月1,000円値上げすると言われておりますですね。そしてそれら、それからあとは国保とか、あるいは水道料金とか、こういったのが次々に値上げをされていくということになりますと、これはやはり早い段階にですね、皆さんの、いわゆる住民の協力を得るような体制を整えていかないと、私はやはり非常にそこに当てられた職員の方は大変じゃなかろうかなというような気がいたしておりますので、是非これは町長、助役ご理解をしていただいて、こういったことをひとつ前向きに考えていただきたいというふうに思っております。

まだちょっと時間があります。

次に、総合検診についてお尋ねをいたしておりますが、総合検診につきましては、他の議員さんも質問をされているようにありますので、私からは簡単に質問をいたしたいというふうに思っております。

これまで町の総合検診はですね、地区の健康づくり推進協議会を中心に婦人会ですね、それから自治委員さん方、そういった方々の協力をいただきまして、検診の機会を与えたといいますかね、機会を設けてきたと思っております。

聞くとところによりますと、新年度から北山田地区と八幡地区の検診場所をメルサンホールに変更して、ここで玖珠町の町民の全員の方の検診をされるというようなことで、実は先日からですね、こういったふうな「総合検診の希望調査票」というようなのが各家庭に回ったと思っております。

私も過去この玖珠町の健康づくり推進協議会を立ち上げた一人でもありまして、心配といえますかね、それからもう十数年経ちますから、制度を変えてもいいんじゃないかと言えばそれまでかも知れませんが、やはりこれもちょっと聞いてみないと分からないけどですね、いや、もうそういったね、健康づくり推進委員さんやあるいは婦人会の方々に事前に相談をして了解をいただいているんだということなれば、これは別な問題ですけどですね、どうもそういうふうではなさそうなような気がしますから、あえて今日お尋ねをするという形になったわけでございます。

なぜならばですね、これまでやはり健推協あたりでは、できるだけ地域に入ってきめ細かいとでも申しますかね、検診の機会をつくっていかうと、そしていわゆる検診率を上げてきた。それがどう申しますか、やはり医療費の負担の軽減、あるいは町民が健康に暮らしていけるというこ

とにつながってきておったというふうに私は認識をしてるわけですが、今回ですね、こういうふうに、メルサンホールに町民の方々に出てきなさいということなんですが、特にいわゆる高齢者ですね、それから交通弱者とでも申しますか、そんな言葉がいいかどうか分かりませんが、車等に乗れない方は、バスで来るか車で来るかそういったこともしなきゃならんだろうし、また、家庭の方に同乗して車の乗せて行かなければならないというようなこともありますし、これまでは、北山田にしましても八幡にしましてもですね、言うなら普段着で検診に出向いて行かれた、メルサンホールになるとちよいと、ちょこっとしていかにやならんというようなことも起こって、勢いもう今回はまあ検診をパスしようかというようなことが起こらないとも限らないですね。ところがそういった方に限ってですね、後、検診のいわゆる事後調査をしてみると、そういった方が不幸にしてもですね、やはり重病に罹っておることが過去あったんです。今日は知りません。けどですね、やはりそういった検診の機会を逃すということはですね、非常にやっぱ住民にとっては私は大事なことになるんじゃないかなということをございますので、どういうふうに検討なさっておるか、ひとつそのへんを担当課長さんに聞いてみたいと思っておりますが、現在、保健課が残念ながら向こうのメルサンホールとこちらに、課長さんはこちらにいらっしゃる、本庁にいらっしゃるし、担当の方々は向こうのメルサンホールの方にいらっしゃって、そのへんのコミュニケーションが不足がちではないかなというようなこともささやかれておりますが、そのへんも含めお聞かせいただければと。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

本年度から健康診査をメルサンホールに変更しようということで今動いておりますけども、大きな理由は2点ばかりございます。1つは、これまで使ってきた北山田公民館、八幡公民館それぞれ会場がひどく狭いということ、駐車場が取れないというそういう施設的な問題もありますし、特に北山田公民館におきましては、会場が2つの施設に分断をされておりまして、受検者の把握が難しいということもありまして、そういう施設的な問題を抱えております。これは今日始まったことではなくて、もう数年前から、機会があればメルサンホールの方にしようということで議論をしてきたところでございます。

そういうことで、今年から、今年度から介護保険で言うところの特定高齢者という、を選ばなければならぬ、検診項目も増えました。それで整備された会場が必要となりましたので、こういう理由で今年からメルサンホールで1カ所に集めてやろうということでございます。

以上のことは、これは議員さんも誤解をされているようでありますけども、決して役場主導したわけではございませんで、健康づくり推進協議会、あるいは各地区の健推協あるいは推進委員会、こうした方々の会議を踏まえて、経過を説明するなりして了承をもらって、現在各部落の保健推進委員さんを通して各地区へ下ろしてるということでございますから、独断でやると

ということじゃございません。ひとつご理解をお願いしたいと思います。

それから、この数年の検診の受検者数なんかを見てみますと、もう会場の都合とかいうことよりも、その年その年のやはりPR、こうしたもののやっぱり強弱によって受検者数が減ったり増えたりしておりますので、これから場所が1カ所になれば、それ相当こちらもPRや各保健委員さんたちを通じて、各地区で乗り合わせこうしたものをお願いしながら、整備された環境の良いところで精密な健康診断をやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 宿利議員、質問途中でございますが、残り時間あと2分でございます。

宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） それではですね、やはり十分そういった皆さんの理解と協力を得て、そして検診の成果を上げていただきたいと。それはですね、なぜ私がそういうかということ、今回、町の特別会計の予算を見てみますと、約、介護保険、国民健康保険、老人保健合わせて61億なんですね。莫大な金額なんです。したがってですね、やはりこれから本当に健康づくりというのは私はやはり町の最重要課題として受け止めていかなければならないのではなかろうかなとそういうふうに思います。いろんな事業がありますけど、私はそういうふうに思っておりますし、今後とも是非健康づくりを成功させて、そして町民みんなが健康であって、そして町の持ち分も減ってくるということになれば、私はそれが健康づくりの大きな成果であるというふうに思っておりますので、どうぞひとつ町民の方々には再度ですね、そういったPRをしっかりされて協力をさせていただきたいなというふうに思っております。

時間が来ましたので、もう1点残っておりますが、これで私の質問は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議 長（横山富夫君） 1番宿利俊行議員の質問を終わります。

次の質問者は、17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 17番繁田です。

宿利議員の質問の5項の職員の綱紀肅正についてというところがお聞きしたかったのですが、時間の都合で大変残念だと思っております。議員はこういうふうな疑問を後に残すような質問はね、きちっと先に済ませてから、いたづらに疑問だけで一般質問を通じて残したら、多くの町民や皆さんに不信感を来すように思いますので、議員としては十分に私は気を付けていただきたい。

17番繁田です。私は、今回5項目にわたり質問を通告いたしました。久しぶりの質問で感じたことは、やっぱり議員は議員の権限として与えられた一般質問を行い、続けることだと改めて感じました。と申しますのも、資料を集め、勉強する中から、町の抱えてる問題点や将来構想、財政状況や少子・高齢社会、食料自給率の問題やエネルギー、環境問題に福祉政策、教育と、多くの問題を抱えていることを再認識させられたからです。分かっているつもりでも、実はよくなか

なか分かってないことがたくさんあります。

さて、新年度の政策と予算はこの3月議会で決定されます。それこそ様々な要求や不満を抱えてる1万9,000人弱の町民の方々が全て納得するような政策の提示は極めて難しい時代であることも認識しました。政策と予算を決定する権限は町長並びに執行部に委ねられています。議会はその政策と予算をチェックするのが主な役割です。議員としての判断が問われる主なものが予算と決算です。本来、執行権と議決権の壁は厚く、議会の議決には重みがなければなりません。

ところが、町民の中には大変厳しい批評をされる方がいます。議会はまるで町長の言いなりではないか、最近提案された案件を否定したことがあるのか、町民の声がどこにあるのか分かっているのか等々、議員にはよほどものが言いやすいのか、かなり厳しい批判の声が寄せられます。

そのような中、議員は町民の声や地域の要望代弁者として、町長や執行部にお願いをして、道路の舗装や公民館の建設や地域住民の様々な要求を実現しなければなりません。実現をするためには、予算を持っている町長や執行部にお願いをしなければならない立場にあります。本来の議員として果たすべきチェック機能だけなら違った議会活動がありまじょうが、なかなか難しいのがその兼ね合いです。

たまの質問で前置きが長くなりましたが、ここで議長のお許しを得て、通告の順序を入れ替えていただき、1点目にモラロジー用地の用途目的の変更は考えられないかについて、お尋ねいたします。

と申しますのも、モラロジーから教育施設であったモラロジー研究所を玖珠町がいただき、既に数年が経過、教育関係だけの誘致では事が運ばず、維持管理費だけがかかっているのではないかと。これまでにいったいいくら維持管理費がかかったのか、用途変更は難しいのかをお尋ねしたいというふうに思います。

一問一答方式でお願いをしたいというふうに思います。

○議 長（横山富夫君） 大塚財政企画課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） お答えいたします。

モラロジー跡地につきましては、平成11年3月、玖珠町において教育施設として活用していただきたいということで、広池学園より寄附の申し出を受けたところであります。現在までの維持管理費につきましては、平成11年度より平成17年度までの山の手入れ、特に山林ですが、中心に年間平均で約600万円ほどかかっております。

なお、立木売却でこれまでにおよそ1,000万円の収入を得ております。

教育施設の用途から多目的への用途変更はできないかとの質問でございますが、寄附申し出以降、教育施設として活用していただけるよう誘致について検討してきたところであります。今日まで活用の問題につきましては数多くの団体から申し込みはあっておりますが、なかなか有効な活用に至っていないのが現状であります。

今後多目的での申し入れなども含めまして、関係課で検討していきたいと考えております。
以上であります。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 大体一般質問というのは、疑義を生じて質問するのと、お願いをする、意見、要望を述べるという、多目的含めてですね、検討するというところで、是非これは早急に検討をお願いしたいというふうに思います。

4,200万から1,000万引いても約3,200万というですね、もう既にお金がモラロジーには投入されているわけですから、このまま行けば、更に5年もするとまた3,000万余分なお金を使わないうちに、できるだけモラロジー研究所と一度お話をし、もうそれこそ6～7年なるわけですから、用途変更の話をしてみたらいかかというふうに思っていますので、多目的を含めて検討を是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

大体議員がこういうふうによろしくお願ひしますとか、お願ひしますと言うのは、いかに町長がですね、町執行部が予算と権限を持つてるから、議員がついつい、この「お願ひします」、「よろしくお願ひします」と言うやつがですね、本来一般質問というのはこれはもう議員に最大の与えられた権限ですから、何もよろしくお願ひしますと言うつもりはないんですけど、さっき言っていますように、予算権を持つてる町長との兼ね合いがですね、一般質問の中で一番難しいところじゃないかというふうに思っています。

次、2点目であります。環境問題への配慮は重要な時代を迎えました。玖珠町の独自策、あるいは実施していることは何かお尋ねします。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） 全庁的な環境保全対策の所管は住民課であります、農林課に対する質問でありますので、私の方から全庁的な取り組みを含めましてお答えしたいと思います。

ご質問にあります、汚染が激しい河川をきれいにするなど、水環境を守るためには家庭から出る生活雑排水をいかに処理するかにかかっておりますし、河川の維持流量の確保も大事なことであります。

そのため、本町の取り組みとして、合併処理浄化槽設置事業の普及促進や、減農薬米など特定栽培米の栽培促進、水田農業構造改革対策により減反になった農地につきましては、産地づくり交付金の対象となります大豆や白ねぎ、稲発酵粗飼料などの転作作物の栽培促進、また、畜産農家に対しましては、家畜排泄物の適切な処理を指導し、農薬や汚水をできる限り河川に流れ込まないよう措置を講ずるとともに、水源涵養林としての森林整備に積極的に取り組んでおるところであります。

議員ご案内のとおり、平成2年に本町の風土と文化の薫り高い環境を保持することを目的に、玖珠町環境保全条例を制定、平成14年に玖珠町環境基本条例を制定し、環境ビジョンに取り組ん

ですところでありまして、7月1日の環境保全の日には、町民や関係機関、関係団体などに町会議員の皆様方、職員などによる玖珠川クリーンアップ作戦としての河川環境の整備や、環境保全に対する意識の高揚を目的とした小学生、中学生、高校生によります環境夢議会の開催、そして玖珠町環境監視指導員を設置し、町内における一般廃棄物の不法投棄などの防止など、良好な環境保全対策に取り組み、そして環境を守り、災害を防ぐ新たな森づくりへの取り組みや、農地保全対策などあらゆる面で、関係課、関係機関、関係団体を連携し、良好な河川環境を含め、すべての環境保全対策に向けて前向きに努力していく所存であります。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 玖珠町の取り組みについては分かりました。

一方で、マクロ的に考えなければならないのがこの環境問題であります。先日ですね、テレビで拝見していましたが、スーパーコンピューターによる100年後の未来予測というのが行われていました。100年後は、これはもうここにいる人は誰もいないと思いますが、現在10歳20歳の方々にとっては、50年後というのは大切な将来となるわけです。このままで推移すれば、環境は著しく悪化して、人類にとって極めて住みにくい状態を迎える。未来のために今何を為すべきなのかというのがやっぱり大切な問題ではないかというふうに思っています。

私が、それなりに考えたのが、通告の中に書いてますこの荒廃している山林、減反で荒れる農地と言っています。これまで玖珠町や日本の山林、農地を守ってきたのは、俗に言う、これは表現上適切ではないと思いますが、水飲み百姓と言われてきた、自分が持つて自家所有の農地が2反3反という方々がこれを守ってきたわけです。国は、最近では穴井先生の質問の中にもありましたが、集落営農や法人営農を進めており、農業の規模の大規模化をどんどんどんどん進めていますが、この町の農業を守るにはこの町の施策があつていいのではないかというのを感じています。

サラリーマンや一般の方が農地の取得をするのはもう5反という基本のこの法律がありますが、私は、玖珠町独自のこの農業特区、特別区ですね、のこのお願いをして、食料自給率や荒れた農地を守るために所有は2反から5反、3反からというふうな特別区を設置して見直しをすることによって、荒れた農地はなくなるし、食料自給率は高くなるし、更に2反で農業ができるようになればですね、小さいトラクターが売れたり、肥料が売れたり、農協の口座が1つ増えたり、そしてこの地域の活性化ができるのではないかというふうに思っております。

特に、60代、70代、80代のお年寄りの方に、この50～60代のサラリーマンの方々が米の作り方や野菜の作り方を習うことによって、そこにまた地域の良いふれあいの場ができるのではないかと。今回、町長がですね、提案をいたしましたコミュニティーづくり、これはいろいろな考え方があるというふうに思いますが、私は、まさにこれから厳しい地方自治体の行政を司る中で、的を得た時期ではないか。自主的な運営を地域の皆さんがやる、決して役場の課長さんや大学教授の指導はいらぬ、地域の方々が本当に知恵を出し合つて、協力し合つて、その中でお互いが顔が見

えるような独自性、地域性を持ったようなこのコミュニティーの運営をやればですね、玖珠町全体の大きなまた活性化の1つにもなるかというふうに思っております。

そういうふうな部分で、2反で、2反でじゃなくて、その農業特区の申請をしてサラリーマンや一般の方々、農地を持たない方々が農業をやろうというふうなことはできないかどうか、そのへんについて農林課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） ご質問の趣旨は十分理解するところでありますけども、先程繁田議員質問の中で農地法とかいうのがありまして、この絡みがあつてなかなか今の段階では非常に厳しゅうございます。

しかし、先程も質問にありますように、団塊の世代を含めまして、都市圏から新規就農というふうな声がありますので、そういうふうな新規就農に対する受け入れ態勢の整備の1つとして、農地取得要件の緩和が重要なポイントになるかと思ひます。

しかし、現段階では非常に厳しゅうございますので、関係課とも十分協議をし、検討し、上部機関に対して働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） おっしゃることはお互いによく分かる。しかし、この農地法や国の法律のその部分で非常に難しいと。その難しいのを最近カバーできるのがこの特別区ですね。特区ですね。だから、これは1回課長さんたちが知恵を出し合つてこの特区の申請をやってみたらどうかと。その点についてもう1回農業委員会の事務局長にお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（横山富夫君） 小川農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（小川敬文君） 特区の制度が導入されないかという質問であります。

前段で、減反で荒れる農地という部分がありましたので、昨年8月に農業委員さん18名なんですが、森、玖珠、北、八幡という方面別に分かれて農地パトロールを行いました。このことが今議員さんが言われる部分と結び付くところがありますので、数値も含めて紹介をしながら、ご指導またいただきたいというふうに思ひます。

農業委員18名で遊休農地や無断転用の実態を8月の5日午後パトロールをいたしました結果、約13.62ヘクタールの荒れ地等を見つけたといひますか、特定をして回つたということです。5万分の1の地図に落しまして、今後どういふふう荒れた農地を解消していくかということで、委員さんによる所有者への訪問とか、農地の集積等で約1.86ヘクが解消して、現在農業委員会として遊休農地の数値を11.76という数値で持っております。

特区の話が出ておりますが、農業経営強化基盤促進法の一部改正で、特区でなくて別段免責という形で農地の取得に仮免責を設けても良いよという一部改正がありました。これが遊休農地の部分と相みて、その地域、玖珠町なら玖珠町に遊休農地が相当程度存在するとか、今50アールで

やっておりますが、その50アールに影響を及ぼすような面積では、言えば効率的に利用する、19年から始まります農業施策1つ取っても、集約化していけというような状態の中で、細切れに土地を売買してしまうとうまく有効利用、土地が有効利用図れないとか、農地法は結構強い部分ありまして、投機的な部分として細切れに取られると農地としての活用がやっぱりできにくいということで、原則50アールを厳しく守っておるところですが、そういう部分に支障がなければ、別段面積で設定をしても良いという部分の改正がありました。

で、遊休農地が相当程度存在するという部分で、玖珠町に今農地面積が田畑合わせて2,360ヘクタールあると思いますが、農業委員会として把握した遊休農地等が11.7ということで、それをもって相当程度存在するというふうに見るかどうかということもあろうかと思いますが、今の段階では、今後の施策の展開とも連動する部分出てくるかも知れませんが、50アールの農地法上の基準をやっぱり守りつつ、議員さんご指摘の部分については12月の議会でも答弁いたしましたけど、基盤強化法の、売買じゃないですね、貸借の中でそれはもう下限面積も何も設けておりませんので、もう実験的にそちらで伸び伸びやっただいて、将来の農業、50アールをやっぱり目指して農業人としての存在を何か示していただけたらというふう考えております。

○議 長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 農地法や農業が重点的になりましたが、私はですね、あくまで環境問題の観点から質問をいたしてあるのでありまして、それはまたの機会です、じっくりやらせていただきたいと思います。

最近言ってるのは、水や海の水が汚くなったと。そのためには適材適木、まず山に、山の高度に合わせて育つ、ブナやカシやケヤキといった木をきちっと植えて、その山の姿を元に戻して、その戻したところから流れてくる水が自然の美しい水が出てくる。そして農地をなぜ私というふうにしたのは、やっぱりこれから先ですね、本当に大規模な台風やいろいろな災害がやって来ますが、日本の農地の、水田は特に台風や大雨のときの小さなダムの役割をする。しかし、ダムの役割をしようにも農地がきちとした農地として、水田としてですね、機能していなければ環境に何の配慮もできないではないか。だからちょっと回りくどい言い方をしたのは、山林の荒廃についてはきちっとしたお金をかけて森林組合と一緒に頑張ってくださいよ、農地の荒れ方については、もしかしたらサラリーマンが1人2反の農地を購入することによって水田として機能し、それが最終的に環境に配慮するのではないかというふうなちょっと回りくどい質問をさせていただきました。

ですから中身についてはまた、その農地法とか1人2反、5反についてはですね、別の機会に質問をさせていただきたいというふうに思います。

環境と言えば、そういうふうな部分とですね、エコエネルギーというふうな部分があります。最近、鏡山に11基の風車が出来て、かなりのエコエネルギーを作り出してるわけですね。町とし

てこのエコエネルギーに対する取り組みは何かないのかというふうなことも、私はきちっと通告をしておけばよかったんですが、当然そのくらいのことは環境問題に質問しましたから、誰かです、お答えができるというふうに思いますけど、どなたかお答えできる方はいらっしゃいますか。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 湯浅さんというふうなお声も執行部から聞こえますが、わからなきや通告してるから聞けばいいんですよ。もう少し一体何か聞きたいんですかと。そうすればうちも多分そういうことを言わなくても環境問題書いておけば、エコエネルギーぐらひはきちっと答弁できるぐらひのことはやってるかと思つたら、やってないようでありますから、その件につきましては町長が持っているエコエネルギーに対する考え方についてですね、町長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） エコロジーエネルギーと申しますか、いわゆる環境に優しいエネルギーの開発については、世界的に喫緊の課題、とりわけ換価エネルギーの枯渇、あるいは縮減に伴いまして、各国でエコエネルギーの開発を進め、また、その実施をしていることはご案内のとおりであります。

昨年お邪魔いたしましたドイツ連邦共和国においては、まさしく風力発電がまるで林のように国土を覆っておりまして、エコエネルギーに対する取り組みが進んでいるということを実感した次第であります。

我が国においても、ご案内のように太陽熱発電、あるいはバイオテクノロジー等を使ったエコエネルギーの開発が進んでおりますけれども、いずれの開発、そのエネルギーの開発につきましても、現時点では研究開発の段階にあるものがございまして、先般我が町にこのバイオテクノロジーと申しますか、そういうものを活用した発電プラント建設の話もありましたけれども、その実用性あるいはコストがかなりかかるということ、更に、その販売ルートと申しますか、エネルギーの流通に関してまだ未整備ということから、これを見送った経緯もございまして。

いずれにしましても、新しいエコエネルギーの開発というのは時代の趨勢だというふうに考えておりますので、これを積極的に、先の風力発電等々もございまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 非常に前向きな答弁をいただきました。

折角、うちはこの風力が11基、しかも大きなコマーシャルにもなりますので、例えば役場の庁舎の上に全面的なソーラー発電、町の公共物の上にはもうほとんどがソーラーで電気を賄うとかですね、エコエネルギーに最も進んでいるまちづくりのひとつも面白いのではないかと思います。

と申しますのも、京都議定書が議定されまして、それから国の政策がですね、このエコエネルギーに対する取り組みに対する自治体とか企業に対する大幅な予算の増額が最近では顕著に表われていますので、是非風力、そして水力も今、最近ではですね、本当に小さな川の流れて電気を起こすような水力発電機もできておりますので、一度そういうふうな部分も今後の課題として私は研究をしていただきたいというふうに思います。

次に工業団地であります、先程ですね、両議員の方から質問が相次ぎましたので、私はこれをもう省略させていただきまして、4点目に通告いたしました、玖珠町の基金の利活用を考える時期にきているのではないかと、事業を行うにしても国の交付税や補助金があいつぐ削減されている。厳しい財政状況下、基金の使途について考えることはできないかということを通告いたしました。基金の使途についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それではお答えいたします。

基金につきましては、その設置目的から2種類に大別することができます。まず1つ目につきましては、特定の目的のために財産維持し、資金を積み立てるために設置される特定目的基金で、例えば財政調整基金、減債基金、地域振興基金、総合運動公園基金、人材育成基金など積立て取り崩し型により管理されるものと、2つ目は、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される定額運用基金で、例えば福祉基金、わらべの館基金、用品調達基金など果実運用型で管理されるものであります。

具体的な運用につきましては、歳入歳出予算の計上において明らかにされているところであります。

このように特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金または財産を基金といい、条例の定めるところにより管理されております。

議員ご提言において、交付税、補助金の相次ぐ削減、厳しい財政運営の中でこの基金の利活用を考えるべきとのご指摘ではありますが、特定目的基金は設置目的のためでなければ処分することができないとされ、基金の条例規定が原則でその処分が制限されております。

ただし、設置目的を達成することが不必要になったときは、当該目的のためでなくても処分することができるかと解されております。この場合は基金の廃止に当たるので、基金条例を廃止したうえで当該処分をすべきとされております。

いずれにいたしましても、平成19年度以降の財政運営は臨時財政対策債の廃止、地方交付税制度の見直しと交付税特別会計における償還開始による交付税の減額、国から地方への税源移譲が期待できないことなど、厳しい財政運営、財源不足が予想されます。このことから18年度までに基金への積み増しを可能な限り行い、19年度以降の取り崩しに対応できる基金の造成、管理が課題となります。

行財政改革の効果が確立するまでは基金に頼らざるを得ない状況であり、議員ご指摘の基金の利活用につきましても、適法、有効な方法について検討していきたいと思えます。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 基金、本当はですね、前向きなこの使途の基金の利活用について私は質問したつもりでございますが、何しろ町の財政状況は大変厳しいということで、将来は19年以降について、特に19年以降については、この持つてる基金の一部を一般会計繰り入れというふうな形で使わなければいけないのじゃないかというふうな時期が来るというふうに思っております。

厳しいときだからこそ、町としてのある面は公共事業にですね、利活用についても私は是非検討していただきたいというふうに思えます。

と申しますのが、やっぱりうちの町は公共事業がですね、町民に与えてる影響はかなり大きなものがあります。1つの例を挙げますと、道路1本、これは建設関係であります、その道路1本の発注が、そこの建設会社において農繁期に働きに出てる農業の皆さんの、ぐるっと回って賃金になるんですね。その賃金で農業の従事者の人は耕耘機、トラクター又は子どもの教育資金の捻出にあたって、必ずしも公共事業がすべて悪だということではなく、小さい地方自治体におけるこの建設業投資する公共事業の役割というのは大変大きなものがあるというふうに思いますので、厳しいときこそですね、町長の決断で基金を一時流用してでも、公共事業においてはきちっとした仕事の発注を今こそやるべきではないかというふうに思っていますので、そういうふうな部分についても、今後は検討していただきたいというふうに思っております。

次に、初めに通告をして順番を入れ替えさせていただきましたが、玖珠町の高齢者対策についてお尋ねをしたいというふうに思えます。順序を入れ替えさせていただきましたが、年々増大する国民健康保険、介護保険、この老人保健の伸びに対する対策はないのか。年間この3保険でどのくらいの総額が必要なのか、「向こう」という部分を訂正していただきまして、過去3年間にわたっての金額の説明と、その保険税の町負担、個人負担のこの負担割合の説明を簡潔にお願いをしたいというふうに思えます。

○議長（横山富夫君） 松山保健福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

まず、ご質問の私も答弁を逆に入れ替えさせていただきたいと思えます。

まず、年間のこの3保険でどのくらいの総額が必要かということでもありますけれども、一応私の持ち分ではありません国民健康保険や老人も含めて、介護保険を含めて私の方から答弁させていただきますが、この3事業費で平成17年度（本年度）の決算見込みで総事業費で約57億4,300万というふうに見込まれております。そして、この過去3年間にわたっての事業費の移り変わりでありまして、まず15年度が52億6,000万円、それから16年度が2.9%の伸びで54億1,200

万、それから17年度が57億4,300万ということであります。6.1%、前年度対比6.1%の伸びであります。

それから、町の一般財源の持ち出しでありますけれども、15年度が4億3,400万円であります。それから16年度が4億7,100万、約8.5%の伸びであります。それから17年度決算見込みでありますと5億3,500万円、前年対比で13.6%の伸びであります。

それから、この保険料あるいは保険税でありますけれども、いわゆる個人からの徴収金額でありますけれども、15年度が7億5,600万、16年度が7億4,600万、マイナス1.3%ですね、それから17年度の決算見込みで、同じく7億4,600万というふうな3カ年の数字の移り変わりであります。

それから、質問の1番の高齢者対策、対策はないのかということでもありますけれども、この件につきましては、まずこうした伸び続ける、1つは医療費を抑制するために、政府は平成20年度から75歳以上の後期高齢者については、独立した医療制度を創設して、高齢者に応分の負担を求めるということになってます。そしてまた、在宅医療を充実させて患者の入院日数の短縮やベット数の減少を目指すほか、生活習慣病予防に積極的に取り組む医療制度改革法案を今国会に提出しております。中には今年の10月から実施するものもあるように聞いております。

特に、万病の根源となります生活習慣病の予防については、保険者の役割を明確にして、検診と保健指導を義務付けるなどして、本格的に取り組むというふうにしております。

また、本年4月から実施されます改正介護保険においても、要支援や要介護状態になる前から介護予防に力点を置いて、効果的な介護予防システムを提供していくようにしております。

更に、本町の高齢者対策の基本的な目標として3つほど掲げておりますが、1つが「いつまでも元気で暮らせる仕組みづくり」、2つ目が「生きがいを持って暮らせる仕組みづくり」、3つ目が「安心して暮らせる仕組みづくり」この3点を掲げておりますが、これを体系づけて、今後とも取り組んでいきたいと考えております。そして重要なことは、この取り組みに当たって、行政のみならず、先程の質問に出てきております健康づくり推進協議会、あるいはこうした組織を取り巻く各種の団体、例えば婦人会や老人クラブ、こうした団体や組織とともに引き続き取り組んでいくことが大事だと考えております。地味ではありますが、息の長いこのような取り組みが医療費や各種保険料などの高騰をいくらかでも抑制していけるものと考えております。

以上でございます。

○議 長（横山富夫君） 17番 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 実はですね、先日行われました予算委員会の中のこの特別会計で、特に老人会計、介護保険、国民健康保険のこの3点についてしっかり勉強させていただきました。何とこの3つを合わせて59億円、一般会計がもう72億円という中では、59億円。特別会計はすみません住宅を入れませんので、ちょっと今入れてませんので、この3つの会計だけで59億円、住宅入れますと62億円という金額になります。年々ですね、一般会計から4億、5億というお金が

ですね、この3つの保険に繰り入れをされていってるわけですね。私たちが団塊の世代といわれますが、あと10年しなるともう70歳前後になります。

医療費が本当に必要になるのを見てますと、70過ぎぐらいから額がどんどん上がっていったような気がします。国は健康づくりについてはできるだけお金をかけないで、地域に分散してというふうなことを国の政策としては言ってますが、私はやっぱりこれはもう大変な問題ですからね、年間に6億も7億も一般会計から繰り入れをするなら、その6億を4億に減らす方法、これは何かないかというのを、是非これは課長さんたちがプロジェクトチームを作って検討していただきたいというふうに思います。そうすることによって、地域づくりに使える一般会計がですね、1億円増えれば10億円の仕事ができるようになるわけですから、是非そういうふうな部分で努力をしていただきたいというふうに思います。

当然、私たちも、この59億円をどう減額することによって健康なお年寄りづくりをどうすればできるかということではですね、これから研究をして、更にまた一般質問等を通じて提言をしたいというふうに思いますが、年々増額するこの医療費、そして年々繰り入れなければいけない一般会計からの繰入金、今後こういうふうな部分についてどうしたいかというふうな、今すぐ言わず即答はできないというふうに思いますが、町長として、この点についてどういうふうにかんがえているかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 3つの特別会計に対します町の負担はお話のとおりでありまして、昨年度決算見込みでは、本年度決算見込みでは57億のところ、18年度当初予算ではもう60億近いということで、場合によっては二桁の伸びをする年度もあるわけでありまして。

この問題は、私のこの玖珠町だけに限らず全国的な地方自治体それぞれに抱えている、本当に行政執行上の重要な課題となっております、各団体ともにこの対策に苦慮してるのが現状であります。

ご案内のように、国保・介護・そして老人医療等につきましては、国民のシビルミニマムと申しますか、それを確保するための国策と言ってもいい、全国民に共通の福祉厚生制度であるというふうに思っております。

したがいまして、この医療費の軽減にいたしましても、健康づくりにいたしましても、やはり先の医療費の改正だとか、あるいは自己負担の導入だとかに見られますように、国としての制度の改正が期待されるところであります。

町といたしましては、あるいは県としては、地方公共団体で取り組める部分は、例えば今回の介護保険法の改正に伴います地域支援事業の実施、あるいは国保におきます十数年前からの保健事業の推進、予防事業の推進、そういうことによって病気に罹らない健康な身体を維持して、町民に維持していただくということについての積極的な施策が待たれているところであります。町

としても今回の介護保険制度の改正、あるいは老人保健制度の改正、そういうものの中で町として取り組む事業がメニュー化されておりますので、そういう事業を積極的に取り組むことによって経費の節減、そしてまたひいては町民の健康づくりというものに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 近々水道料金の値上げが、国民健康保険の値上げがと、一方、執行部は水道料金も国民健康保険も他町村に比べたらうちの町は決して高い方ではございません。しかし、かなりの金額で介護保険も上がりますけれども、厳しい状況下の中で、年々少なくなる収入の中で、町民はやっぱりこれは大変大きな負担を強いられます。

そういうふうな意味に関しましても、先程言いましたように、これから先の玖珠町の独自策としてどうこの予防に努め、健康な住民をつくるのが新しい地域づくりに変わるものだと、星先生がよく言っていました。「町長さん、福祉一生懸命頑張ってみませんか。もう福祉一生懸命頑張れば次の町長選挙には通りますよ。」と言うぐらいですね、やっぱりこれからはきめの細かい、そして町民、各個人が同じ理解、共通認識を持ちながらですね、取り組めるような4地区にあります健康づくり推進協議会とタイアップをして、と同時に今回町長が新しく政策として打ち出しましたこのコミュニティー、これは元々原点はですね、地方の神社のお祭りがこの政治事の原点だというふうに言われてますが、その原点に戻って、向こう3軒両隣りがもう1回この地域で顔を合わせようと、そして知恵を出し合って地域づくりをやろうと、うまく行けばその人たちから、自治委員の人が集まって、地域の舗装率の問題とか、それから医療の問題から公民館の問題とかやってくれれば、議員は本当の意味でこの執行部に対する予算のチェック機能というのを果たすことができる議員活動ができるんじゃないかというふうに思ってます。今のように議員が何もかもやらなきゃいけないと、ついやっぱり執行部に頭をひたすら下げてお願いをしないと、地域住民の要望がですね、実現することがない。もっと町長と厳しく本当はやりたいところではありますが、そういうふうな兼ね合いもありますので、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。

○議 長（横山富夫君） 17番繁田弘司議員の質問を終わります。

ここで3時35分まで休憩をいたします。

午後3時18分 休憩

△

午後3時34分 再開

○議 長（横山富夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、10番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 10番日隈です。本日のトリを務めさせていただきます。

先日の議会開会にあたり、町長より18年度の町政執行の基本的考え方と予算編成方針が示され、今後の町政執行に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ17年3月に策定し公表した「玖珠町行政改革プラン」に基づき、日々改革という理念のもと徹底した歳出の削減を実行し、その結果1億7,500万円の削減ができた。今後においては指定管理者制度の導入等により、町民と行政の協働による地域づくりを目指した地域自治活動組織について、現在の4地区公民館を拠点施設として、平成17年4月1日を目途にスタートできるように努めたいとの指針が示されました。

これからのまちづくりに対しましては、地域間格差が生じることのないように、町といたしましても組織の設立には最大限努力をお願いしますとともに、私どもも最大限の努力を払っていきたくて考えております。今回の通告の、消防と学校安全対策には、県の予算の絡みも生じようと思いますが、今後単町でいかなければならない本町の今後について質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。議長のお許しを得、一問一答方式でお願いします。

まず、最初に住民の生命と財産を守るため昼夜を問わず活躍していただいております、玖珠町自治消防団の今後についてお尋ねします。

現在、本町では7分団31部あります。玖珠町消防団条例の2条では、団員の定数は506人とありますが、現在の団員数、また、各部の定数をお聞きします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

現在、玖珠町消防団員につきましては480名でございます。平成18年2月末であります。各部の定数につきましては、議員ご指摘のとおり、玖珠町消防団条例には定められておりません。条例に定められております消防団定数は506名となっております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 現在では、各部では15～16人部員数があるとお聞きしましたけど、現在これから先の部員数につきましては定員、定員といいますか、10名体制を割るような事態が生じるというようなお話も聞きました。

これからですね、もし10名を割ったときの事態も懸念されますが、このような事態で、状況になった場合、町としてはどのように部を維持していくか、また、部の合併等をお考えかお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 前段の質問の中で、分団の定数であります、少し関連をいたしますので、分団の定数はございませんけど、最低必要人数ということで申し上げます。

団長については1名でございます。副団長が4名、分団長が7名でありまして、副分団長が7

名、指導員が8名であります。議員が言われておりますポンプ車の部が18名×5部ですね90名、それから小型ポンプの部が15名×26名、390名で、総計が506と、マイナス、506の定数に対しまして現在480名でありますので、マイナスの26名につきましては、各部の部員数が不足しておるといふことであります。

2点目の、各部の定数維持が困難なときに合併を考えるのかというご質問であります。

玖珠町消防団のあり方について、平成17年4月に設置をいたしました玖珠町消防団団長の諮問機関であります玖珠町消防団再編等検討委員会、副団長、各分団長及び指導員で構成をする委員会でありまして、委員の数は16名でございます。この委員会において検討をいたしておるところです。検討内容につきましては、現消防団の組織再編を中心にいたしております。間もなく委員会から検討結果の報告書が提出をされると考えております。

報告書を受けてから、消防団の再編について消防団と十分協議を重ねながら慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 県の予算ではですね、今年、6年度から、この新聞に書かれておりますのでちょっと読ませていただきます。

日田市中津江消防団の団長中本 認さんは、昨春以来、地域の安全をどう守るか頭を悩ませている。合併により村役場は振興局となり業務縮小、団の主要メンバーである役場職員が地域から減ったためだ。団の体制見直しは急務の課題だ。消防団は消火活動ばかりでなく台風、豪雨などの自然災害時にも欠かせない地域防災体制の中核的存在。同市中津江村をエリアとする同消防団には、定員138人に対し現在119人が在籍している。このうち22人が旧村職員だ。半数近い10人は昨年3月の合併で市役所本庁に異動になった。村からの距離は約30k、中津江消防団員としての身分は変わらないが、日中は地域に戻り消火活動などに当たるのは不可能、中本さんは今のところ活動に大きな支障はないが、実働部隊の半減は大きな不安材料と訴える。

消防庁は2005年1月、全国的な消防団員数減少で地域防災力の低下が懸念されるとして、機能別消防団制度を導入・検討するよう各都道府県に通知した。消防・水防・大規模災害・防災予防など特定の活動のみ参加する機能別団員、機能別分団を組織し、消防職員、団員のOB、地域外の勤務者、女性らが参加しやすい環境整備にすることが目的だ。県内の団員数は昨年4月現在1万6,345人で、平均年齢は38.8歳、10年前よりも1,604人減り、1.8歳高齢化した。中津江村に見られるよう、合併なども絡み、地域防災力低下はより深刻な課題となっている。捜査などで一時に大量動員ができ、地域にも密着した消防団員数の維持は欠かせないと話すのは木城敬二県消防防災課長。県でも消防庁の方針に従い、機能別消防団制度の導入で建て直しを図っていく考えで、新年度予算案には消防団活動活性化推進事業費として約848万円を盛り込んだ。平成の大

合併で誕生した新市を対象に、同制度を導入する際、制服代などを助成するほか、イベントなどを開き、多くの県民が消防団活動に参加できる制度をPRしていく。とあります。

このように、合併し、やはり本町、ここで書かれているのは地域消防団が役場関係の職員ということでもありますけど、合併する町にはこういう予算が下りていく。合併しない町にはこういう予算はない。じゃ今から団員数の維持にはどのような努力をしていくのか。こういう予算がまたできるのか、こういう消防団機能別分団、こういう組織を作れるのか、本町としての考え方をお聞きします。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 予算の面につきましては、年々厳しくなっております。消防団予算をどういうふうに計上していくかということにつきましては、町の方針も勿論ございますけど、消防団と協議を重ねながら、限られた予算ではありますが、補助制度等に係る部分についてはそのような協議を申し上げて、確実に推進はしてきたと思います。

しかし、現下の情勢の中では極めて厳しいということは、再三正副団長会議の中で申し上げ、ともに理解をしてきたというふうに考えております。

それから、団の今後の運営でございますが、先程検討委員会の中で消防団の再編を中心にしながらというふうにご答弁申し上げましたが、その中には議員ご指摘の項もございます。

また、女性消防団の育成、OB会、OB会はもう既に出来上がっておりますので、大変心強い組織にはなっております。ただ今、就労状況は非常に多岐にわたっておりますので、地域に火災が発生した場合、今懸念をされるのは、僻地地域の方が昼間の火災についてはなかなか業務上のことで出動ができないというような状況もあるようです。

しかしながら、それにつきましては、団が主体的な方針を現在まとめているというふうに聞いております。事務局についても総務の方で入っておりますので、そこへんは十分協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） これからはですね、広域消防も支所化廃止ということになりまして、大変分団の皆さんには厳しい状況になっていくんじゃないかと思われまして。辞めたくてもですね、日田市に通ってる方もかなり多く、町外に通ってる方もかなり多くいるとお聞きしました。これらの方が、消防に入ってるけど活動ができないと、いつも悪いというようなことで、辞めようということでもありますけど、まあとにかく夜間とかいろんなことで出動していただくことがあるからということで、今とどまっているのも現実であります。

次に、消防団特別点検（出初式）でありますけど、本町としてはこれまで1月10日を設定して実行していますが、成人の日がここ3年ですか、3年ぐらいになるですかね、1月の第2月曜です

かね、前後に来ることから、休日が重なり、正月休み明けで、今企業としても5～6日正月から休みます。これでなかなか休みを取れないという声が聞かれます。今年も4日連休ぐらいだったですかね、正月明けの4日連休ぐらいになって出初式になったんじゃないかと、3日連休で出初式になったんじゃないかと思われます。今回はかなりの人が特別点検には出席されなかったとお聞きしております。企業の方の努力もしていただいておりますが、なかなか現実には厳しいとのことです。今後の日程変更等を検討するお考えはありますか、お聞きします。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

消防団の特別点検につきましては、例年1月10日に開催をいたしております。いわゆる日にちを指定しているわけですが、新春の恒例行事として町民の方々にも慣れ親しんでいただいている歴史のある行事として定着しております。

開催期日の変更については、これまでも日曜日に開催したらどうだろうかとの意見も承っておりますが、特別点検の過去5年間の団員の参加状況を調べたところ、開催日の曜日には直接的には関係がないように思われます。団員の参加が多い年、少ない年とあるようです。伝統ある消防団行事として、これからも消防団特別点検については、1月10日に開催したいと考えております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 私が当初入っている頃から1月の10日ということでありましたが、私の言うのはですね、成人式の絡みで、その団員の方が途中で退席して成人式に行くということもありました。そういうときも、消防団の特別点検を見ながら成人式に行き、また帰ってくるようなそういうようなことで本当にいいんだろうかと。そういうときには、成人式と特別点検日を別個にするような計画はないか、そういうことをお尋ねしております。

○議 長（横山富夫君） 総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） 17年に成人式と日にちが重なりました。それで時間的な制約、行事のあり方等を教育委員会と再三にわたって協議を申し上げまして、双方何とか開始時間と中身の、消防団にいたしましては、巡視の時間とかそういうのを調整をしながら、何とか合意をいただいて開催をしたという経過があります。

協議の中で、次に重なる年度は確か5年後と、その次が9年後というふうに、暦を見て協議をしたわけですが、今回については、やはり私どもが考えておりますのは、伝統を重んじる消防団の特別な日でありますので、日にちが重なっても都度調整がつけば、その伝統の方を守りたいという解釈に、団と協議をして日にちを設定をしたということでございます。

○議 長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 今、課長からですね、団との協議ということでもありますので、私たちがとやかく言う筋合いはもうないと思いますので、それでもですね、団員の方からは、そういうことで、消防特別点検に行くなら、おまえもう辞めてもいいぞとそういう話も聞かれています。

それですね、今後そういうことのないように、消防にご理解をいただくそういう企業の表彰をするお考えはないか、これをお聞きします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

昨年末に消防団より同じような要望を受けております。まず、消防行政にご協力をいただいております企業の方々につきましては感謝を申し上げる次第であります。この企業表彰をすることが消防行政にとって有意義なものなのかどうか、あるいは表彰をするという結論になった場合、その表彰規定、表彰に係る基準などを定めなければならないというふうに考えておりますので、今後この件につきましては調査、研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 今から調査研究ということでもありますので、前向きなですね、検討を行っていただきたいと思います。

次に、火災出動による区分マニュアルができたとお聞きしましたが、現行の矛盾点が生じているとお聞きしました。早急な見直しが必要と思われそうですが、お考えをお聞きします。例えば山浦火災に、近い北山田でなく玖珠地区という出動という例がございます。消火活動の急を要する場合、マニュアルの作成ミスと思われそうですが、今後どのような対処をいたしますかお聞きします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをします。

現在、玖珠町消防団火災出動は、建物・山林火災の出動となっております。自動車火災や大分自動車道内での火災については、出動の範疇ではありません。

また、出動態勢も、第一次出動、第二次出動と、火災の状況により出動態勢を取っております。出動に当たっては、建物火災については火元の地区を管轄をしている地区分団が一次出動をいたします。必要とあれば二次出動を行うとなっております。林野火災については、基本的には建物火災と同じですが、ただ、水素付きポンプ車が必要でございますので、一次出動に第1分団第5部の水素付きポンプ車が出動することになっております。

この出動態勢については、現場の混乱の回避と出動の効率化を考え、平成16年度に消防団と協議のうえ、消防団部長以上幹部会議において審議をし、決定をいただいた事案でございます。

したがって、この出動態勢の見直しについては、現在のところ考えられないと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 10番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） よく分かりました。

消防団で会議で決定ということですので、一番詳しい本部の方たちのご意見でございますので、この質問は、考えられるなら、隣りの一番近いところに第二出動が行くべきであって、本来なら一番近いところに行くべきであって、一番遠いところに第二出動がかかるようなことでは、本当は初期消火に対してはおかしんじゃないかと私たちは思っているところでございます。

最後に、夜間照明の投光機についてお聞きします。

現在、投光機を持っている部は1分団5部、広域消防とお聞きしましたが、夜間火災等で最後まで投光機を使用できず、消防部の暗闇時の片付け時に二次災害を起こすという現実もありました。このことに対しまして、各部とはいきませんが、町としても、町に2～3台最後まで使用できるような投光機の準備があると、投光機の準備が必要かと思いますが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

投光機につきましては、機能の違いはありますが、既に消防団の各部に配備しており、今後購入の予定は現在のところございませんが、議員ご指摘の件ですね、小型ポンプの付属タイプとして26機設備をしております。車の付属タイプで31機、独立型タイプで1機であります。使用用途につきましては、機械の高速操作及び給水場所を照らす場合、それから火災現場の状況を把握するために照らす場合、この2点がございます。

議員のご指摘の部については、恐らく独立型タイプのことを指されてるんだと思います。この件につきましては、消防団とよく相談をして、どういう状況かというまず把握をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） いろいろ質問しましたが、消防団につきましては、今後はですね、やっぱり消防団団員の方、団員ではない幹部の方たちと相談もいることですので、また、分からない面もこうして出てきて、二次災害等が起こらないように、やはり住民を守ることが先決でございますので、お金に替えられないものがあると思いますので、そういう照明等をやはり、独立型ですか、今言われたのは、そういう照明機をやはり火災現場に1つは最後まで残すようなやっぱり体制を整えてほしいとお願いするところでもあります。

町長から総括的に伺いたいんですけど、課長の答弁でよく分かりましたので、町長ありますか。

次の2番目のですね、学校の安全整備についてお聞きします。

昨年、全国で小学生が犠牲となる悲しい事件が相次ぎ起きました。このような痛ましい事件を二度と起こらないようにと、全国各地で子どもを守るため日々努力を行っております。

前回の一般質問で松本議員より質問がありましたが、今回は視点を変えて質問させていただきます。

これまでに本町でどのような事例があったのか。あったならその対応策はどうしたのかお聞きします。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 学校安全対策についてお答えをいたします。

本町の事例と対応策ということでございます。

本町における児童生徒に対する不審者による声かけ事案でございますが、平成17年1月定例会で秦議員さんの一般質問に一部お答えをいたしましたので、重複するところがあるかと思いますが、ご了解をお願いいたします。

昨年1月下旬から2月にかけて、玖珠町内で2件発生をいたしております。1件は、小学校2年生の児童が「車に乗らないか」と声をかけられ、もう1件は、中学3年生の女生徒が「写真を撮らせてくれ」と声をかけられた事案でございます。子どもたちははっきりと否定をし、近くの民家に駆け込んだり、住民が声をかけたことで大事には至っておらず、安堵しているところでございます。

今日までの取り組みと対策でございますが、教育委員会といたしましては、事態を重視いたしまして、不審行動の報告を受けると同時に、各幼稚園、小学校、中学校に不審者への注意の喚起等の対応や、児童生徒の安全管理体制の確認と指導をお願いをしたところでございます。

また、町内の防災無線で、町内に不審者に対する注意を呼びかけたところでございます。

更に、昨年の12月に広島や栃木におきまして幼い児童が命を奪われる事件が相次いで起こりました。教育委員会は、平成17年の12月に、玖珠警察署あるいは学校長、自治委員代表、老人クラブ代表、青壮年健全育成協議会、婦人会あるいは町PTA代表等に呼びかけまして、幼児児童生徒の安全対策連絡会を開催をいたしました。その会議で、登下校時の安全対策、それから安全対策に関する情報の共有、提供、児童生徒を守る地域の連携協力体制づくりの3点について協議をし、学校だけでなく地域全体で児童を見守っていくことを確認をしたところでございます。

また、早速安全ステッカー200枚を作成をしまして、各学校に配布し、教職員やPTA等に協力をいただき、防犯パトロールの一環に役立っているところであります。また、学校によりましては、同学年は同時間に下校するように申し合わせたり、学校の役員と自治委員さんが冬休み中に話し合いを持って、その見守り活動の協力依頼をしております。

その内容については、買い物はできる限り下校時間をお願いをする、あるいは用事を済ませて、帰宅する時は通学路を通るようにする、また、あるいはPTAで独自のステッカーを作成をして

保護者に配布をし車に貼付する、それらの取り組みを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） ただ今課長が言われたとおりに、そういう事業を行っているということでこういう通達が来ております。「通学危険箇所・要注意箇所の把握。1人通学路間の把握、子ども連絡所の設置、通学路マップの再点検をする」そういうことと、また、先程言われました、買い物とか登下校時の散歩をしていただくとか、犬の散歩を3時から4時頃していただくとか、そういうことで、道路に立って子どもを見守るとかいうことを決められたようです。

それにつきまして、県の方ではですね、また新聞から抜粋させて読ませていただきます。

さよなら、気をつけてね、大分市東津留の津留小の通学路で田中さんが下校する児童に笑顔で声をかけた。黄緑色のジャンパーを着て『学校安全パトロール』と書かれた緑のタスキをかけた田中さんは、県教委が委嘱する地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の1人、登下校時の通学路を巡回しては、子どもたちの安全に目を光らせている。（これは自転車でパトロールを行っております）県教委がこの取り組みを始めたのは昨年10月、現在校長OBや少年補導員ら21人が指導員を務め、現在15市町の幼稚園、小中学校計138校を受け持っている。田中さんは津留小を含め大分市内の11校を担当、平日はほぼ毎日このうちの1校の通学路をパトロールしている。津留小の小西校長は、田中さんが見える形で回ってくれ、大きな犯罪防止力になって大変助かっていますと感謝する。田中さんは、子どもは地域の宝、これからも見守り続けていきたいと意欲的だ。県は、新年度地域ぐるみの学校安全体制整備事業として新たに35人に指導員を委嘱し、小中学校338校を見守ってもらう。これで離島を除く県内すべての小中学校で指導員の目が光ることになる。県教委体育保健課によると、本来は2005年度からの3カ年で行う予定だったが、前倒して06年度内にすべて実施することにした。昨年小学生が犠牲となる事件が全国で相次いだことが理由だ。一方、県警は、新年度各警察署に寄せられた不審者による声かけ事案や犯罪の発生状況などを希望者の携帯電話やパソコンでメールで配信する取り組みを計画している。早ければ6月頃にはスタートを予定。県警生活安全企画課は、犯罪の情報を素早く伝えることで学校や地域との連携を図ることができると効果を力説する。連携強化により学校や地域から今まで以上に情報が集まるようになることも期待している。と書かれてあります。

さっき課長が言われたとおりの内容でございますので、そういうことで、やはり皆さんに下校時のとにかく人が出るように啓発活動を行っていただきたいと思います。

その危険地域の区域のマップ作成等は、どのように作成しているのか。親たちの視点からでなく、子どもたちで作成されているのか。もし作成できているのであればその活用方法をお聞きます。

○議長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） マップの作成でございます。これまで交通安全を意識した通学路の危険箇所点検の実施をしております。先程申しましたこの事件を受けまして、今度防犯の視点からそのマップづくりを、各幼稚園、小学校、中学校にその通学路マップ再点検をしていただき、その中に1人になる所であるとか、子ども連絡所あるいは危険箇所などを記入をして作成をしておるところでございます。

作成につきましては、総合学習で子どもと一緒に作成をしている学校もありますし、通学路を子どもと保護者で点検し、見通しが悪い所、危ない所、空き家が車が止まりやすい広い駐車場がある所、あるいは土手が高くて見通しが悪い所などを確認をし、これらの点を自治委員さんに届けて共通理解して、地域の協力をいただいている、そういうところもございます。

で、このマップを作成することによりまして、児童生徒はもとより教職員、PTA、地域の方々も危険箇所の把握をして、共通理解をしまして、常に安全に対する意識を高めていくということが大事だろうと、そういうことに役立てていきたいというふうに思っております。

○議長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） やはりですね、一番主なものは、集団で登下校するのが一番良策かと思えますけど、別れたときが今までの事件では問題になっている点がございますので、そういうところも気を付けながらですね、1人になるような地域にどのように今後対応していくか、対策をしていくか、していただきたいと思えます。

私たちの自治区では、先週の日曜日、12日ですかね、防犯防止のため、お宮がございます、私たちの地域に。そのお宮の、昔は鎮守の森として、緑が茂って、それが勇壮なお宮に見えたんですけど、それがかえって子どもに対して非行のそういう原因になりはしないかということで、地域を挙げて、自分たちの自治区で枝打ちを3m近く行って、見通しのいい環境づくりをしました。こういう活動を地域でできるものならですね、そういうこともPTAと打ち合わせて、そういう危険区域の見通しの悪い所なんか、そういう伐採とか枝打ちとかやっただけであれば、まだまだもっと良くなるんじゃないかと思えますので、今後お願いしたいと思えます。

それでは、最後になりますけど、あき缶ポイ捨て防止策についてお尋ねします。

あき缶ポイ捨ては各種団体、事業所の方々の協力などにより、以前ほどなくなりましたが、依然として山際、道路横の田んぼなどあき缶のポイ捨ては減らず、農作業などで支障を来しております。

ポイ捨ては一人ひとりのマナーの問題ではありますが、心もとない人々のために多くの方々が尽力を注いでいるのも事実です。こうしたポイ捨てをなくす特別な対策はどのように考えているかお聞きします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

町内の状況を見ますと、少なくなったとはいえ、まだまだ道路沿いや河川敷き、観光地、公園などの草むらにあき缶やペットボトルが捨てられているのを見かけます。また、家庭ゴミにつきましても、林道沿いや山の中に捨てられており、町や土地の所有者も頭を痛めている現状でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」とありますが、また、同法第25条で、「廃棄物を捨てた者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処す。又、これを併科する。」などの重い罰則があるにもかかわらず、ポイ捨てや不法投棄がなくなる状況でございます。

本町も昭和62年に玖珠町あき缶等の散乱防止に関する対策要綱を制定し、又、平成14年には玖珠町環境条例を制定いたしまして、町民・事業者・町が一体となってポイ捨て等を防止することにより、環境美化の促進を図ってまいりましたが、依然としてあき缶のポイ捨てはなくなっていないところでございます。

町からポイ捨てを無くすことは一朝一夕には難しく、粘り強い啓発活動が必要でございますので、今後とも一層のPRに努めまして、町民の皆様、関係機関とともに美しいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それから、この問題は1つの町の取り組みだけでは解決し得ないことであり、広域的な取り組みも必要だと考えております。

以上です。

○住民課長（中尾 拓君） すみません、先程「はきぶつ」と言いましたけど、「はいきぶつ」でございます。

○議 長（横山富夫君） 日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 課長の言うとおりでですね、単独でできるような問題ではないと思います。本来なら、メーカーで1本150円で売り、回収に30円の返金をさせれば減ることはもう絶対間違いないんです。このような現時点での対応は無理かと思いますが、これからもメーカー側との交渉等により、全国的にいう還元制度をすれば、子どもも拾っていただけるし、5円は店にあげて、メーカーが負担をして、メーカーの責任ですからね、作った。そういうことでやっぱり150円でもいいと思うんですよ。その30円のね還元があればですね、そういう対策も必要ではないかと思っておりますので、今後、そういうやっぱ自治体としての働きかけを県、国にやっぱり持って行って、やっぱり全国的にこういうあき缶防止策がですね、防止対策ができるように、今後やっぱりこういう声を広めていていただきたいと思っております。私たちも努力をいたしますので。

最後になりましたけど、条例ですね、今あると言いましたね。それでもう条例あっても効力全然今ないんですよ。5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金とか言っても、それを取る人は誰が取るのかとかですね、そういう条例では意味も持たないんですよ。

そういうことより、やはりやっぱ身近にある販売店ですね、この販売店を見ていただくとジュースのあき缶の捨てる場所がないんですよ。場所がないお店が何軒かあるんですよ、玖珠町見渡してもですね。ジュースを買っても捨てられない、そこにあき缶を置く場所がないんです。それで自動販売機の前に置いておるんです。そして風が飛んで川に流れていったり、そういうあき缶の売る販売店にもですね、そういう啓発運動を行わないと、当店のゴミ以外は持ってくるなというような看板を書いている店もあるんですよ。だからどこで買おうと、メーカーが売りよるんですから、そのメーカーの設置ですね、あき缶回収ボックスそういう設置をメーカー側に強く要望して、そういうあき缶の回収箱がなければ売らせないと、今後は絶対売らせないとというような措置を取っていただくのも一例じゃないかと思いますので、今後こういうあき缶防止対策については、まだまだ課題が多いと思いますけど、検討していただきたいと思います。

これでもう終わらせていただきます。

○議長（横山富夫君） 10番日隈久美男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明15日は引き続き一般質問を行います。

これにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後4時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月14日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員